

紀美野町第3回定例会会議録

平成20年9月25日（木曜日）

○議事日程（第3号）

平成20年9月25日（木）午前9時30分開議

- 第 1 議案第79号 紀美野町ふるさとまちづくり応援寄附条例の制定について
- 第 2 議案第80号 紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第 3 議案第81号 紀美野町合併振興基金条例の制定について
- 第 4 議案第82号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第83号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第84号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第85号 紀美野町土地開発公社定款の一部を改正する定款について
- 第 8 議案第86号 紀美野町道路線の廃止について
- 第 9 議案第87号 工事請負契約の締結について
(平成20年度町道谷線道路改良工事（第1工区）)
- 第10 議案第88号 平成20年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第11 議案第89号 平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第90号 平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第91号 平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第92号 平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第93号 平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第94号 平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）について

- 第17 議案第95号 平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第96号 平成20年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第97号 平成20年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第20 発議第5号 紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第21 発議第6号 紀美野町議会全員協議会運営規程について
- 第22 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第23 「旧美里町歳計外資金の調査」特別委員会調査報告について
- 第24 議員派遣について
- 第25 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第26 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第27 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第28 閉会中の継続審査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第29 閉会中の継続審査の申し出について（決算審査特別委員会）
- 追加日程第1 発議第8号 旧美里町歳計外資金調査記録提出拒否に対する告発決議（案）について
- 追加日程第2 発議第9号 向井中洋二君の辞職を勧告する決議（案）について

○会議に付した事件

日程第1から日程第29まで

追加日程第1から第2まで

○議員定数 16名

○出席議員

議席番号 氏 名

1番 田代哲郎君

2番 小椋孝一君

3番 北道勝彦君

4番 新谷 榮治 君
5番 向井中 洋二 君
6番 上北 よしえ 君
7番 西口 優 君
8番 伊都 堅仁 君
9番 仲尾 元雄 君
10番 前村 勲 君
11番 加納 国孝 君
12番 松尾 紘紀 君
13番 杉野 米三 君
14番 鷺谷 禎三 君
15番 美濃 良和 君
16番 美野 勝男 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本 光嘉 君
副町長	小川 裕康 君
教育長	岩橋 成充 君
総務課長	岡 省三 君
企画管財課長	牛居 秀行 君
住民課長	中尾 隆司 君
税務課長	山本 倉造 君
産業課長	増谷 守哉 君
建設課長	山本 広幸 君
会計管理者	岡本 卓也 君

教育次長兼 森 勲 君
総務学事課長
生涯学習課長 新家 貞一 君
消 防 長 七良浴 光 君
保健福祉課長 井 上 章 君
水道課長 三宅 敏和 君
地籍調査課長 西山 修平 君
美里支所長 峠 泰男 君
代表監査 中谷 一 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局長 溝上 孝和 君
書 記 森谷 克美 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご苦労さまでございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（美野勝男君） それでは日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

この際、町長から、食の安全について行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、事故米を原料とした、厚焼き卵焼きなどの食品につきまして、昨今の新聞紙上をにぎわわしておりますが、学校給食及び町関係施設での給食食材についての食の安全について、大きな課題であり、現在問題になっている事故米から製造されたでん粉粉が学校給食に混入した可能性があるとして、県教育委員会から、去る9月22日調査依頼がありまして、当町における、該当する食料加工品を調査した結果、使用されている事実が判明し、昨日、9月24日、県教育委員会より、集計の上公表された模様であります。当町としましても、保護者の皆様方に別紙のようなお知らせをいたしました。

議会開会中でもあり、議員の皆様方にお知らせをすべきと考え、詳細について、現段階においての状況につきまして、学校給食については森次長より、また保育所につきましては井上課長よりご報告を申し上げます。

また、町関係施設の野上厚生病院につきましては、日常の給食につきましては、過去10年前までは購入されていた経緯があったようでございますが、以降は病院の独自の手づくりで対応いたしておるようでございます。

また、年1回の敬老の日にも、この厚焼き卵を使用しているという実績がございますが、現段階におきましては異常を申し出ておる方がございません。

また、やすらぎ園につきましては、昨年の行事の2回において、厚焼き卵焼きのみ使

用がありましたが、現段階では異常の申し出がございません。通常は、自前で、そうした卵焼き等はつくっておるようでございます。

また、社会福祉協議会のデイサービスにおきましては、「すべて手づくりで行い、加工食品は一切使っておりません」ということの報告でございました。

なお、今後食材の点検、調達、生産、製造者、流通業者、給食業者への行政指導、あるいは健康被害等、専門的なことにつきましては、県の指導を受けながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務学事課長、森君。

(総務学事課長 森 勲君 登壇)

○総務学事課長 (森 勲君) 失礼します。

今、町長の方から報告がありました件で、教育委員会についての件を申し上げさせていただきます。

資料は、議員様に紀教総第830号でお知らせして分を閲覧いただきたいと思います。

学校給食における事故米、汚染米といった方がいいんでしょうか、使用の報告についてでございます。

今回、紀美野町の学校給食で、事故米が原料として使われていた加工食品を使用していた事実が明らかになりました。この件について、各学校を通じて、保護者あて別紙のとおり、次のページでございます。通知するようにしましたので、閲覧いただきたいと思います。

「保護者の皆様へ」ということで、昨日と今日と、分かれております。といいますのは、学校の運動会等できのうが休みであったところもございますので、そのところは今日になると思います。

このたび事故米から製造したでん粉が学校給食に混入した可能性があると、9月22日調査いたしましたところ、すぐる食品株式会社が製造した一部に、対象商品である冷凍加工品、手づくり厚焼き卵500、五目厚焼き卵、プレーン半月オムレツの3種類を、紀美野町の学校給食で使用していたことが判明いたしました。

これらの安全性につきましては、島田化学工業と、それからすぐる食品とが、健康被

害は比較的少ないというような報告をしているようでございます。

新聞紙上で見ましても、愛知県、それから兵庫県等で、さきに新聞紙上で出ましたけれども、愛知県等で検品を行った結果では、カビによる毒が出てないと新聞報道がされていたようでございます。

この流通経路につきましては、9月16日に島田化学工業が、いわゆる汚染米を粉にして、でん粉として出していたということが発表されました。そして9月22日にすぐる食品が、おわびとお知らせということで、新聞紙上で出しました。それを受けて、当学校の納入業者である株式会社ケイ・エルが、9月22日に学校と打ち合わせをしまして、この事故米のあることがわかったのでございます。それで、ケイ・エルから学校へ納入しております。

現在、学校で何回とか、給食の回数を調査してございます。学校が休み等で、まだ判明してないところもございまして、19年度、20年度でわかっているところでは、19年度で7回から9回、20年度は0回から1回というふうになってございます。

それから、事故米の対象は、15年9月から20年2月まで、19年11月出荷分まで、商品としては20年2月まででございます。

今後のことですが、今回問題のあった加工品については、安全が確認されるまで使用いたしません。そして、さらなる事実関係の把握、それから再発防止に努めていきたいというふうに思っております。

また、食材の調達、検品につきましては、今後一層注意を払って、納入業者等と打ち合わせしていきたいと思っております。

また、町長も言われましたように、県や国に対しても、安全性に対してより一層行政の監視指導していただきますよう、要請していきたいと考えております。

以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(総務学事課長 森 勲君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長(井上 章君) 私の方からは、保育所の給食について事故米があるかどうかというようなことの報告でございます。

保育所の給食につきましては、現在のところ、事故米のそういう影響というんですか、混入というようなことはないということでございます。

特に、問題になっております卵焼き等はすべて手づくりでやっているということでございますので、現在のところそういうご報告だけ申し上げておきます。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時43分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時01分)

本日、追加案件があり、議会運営委員会を開催した結果、2件の日程追加をいたしましたので、報告します。

資料につきましては、後ほど配付いたします。

◎日程第1 議案第79号 紀美野町ふるさとまちづくり応援寄附条例の制定について及び

◎日程第2 議案第80号 紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを一括上程

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第79号、紀美野町ふるさとまちづくり応援寄附条例の制定について、及び日程第2、議案第80号、紀美野町ふるさとまちづくり応援基金設置、管理、及び処分に関する条例の制定についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番（西口 優君） 改めて、おはようございます。

ちょっとわかりにくかったんで、この第2条の文面の中に、「社会的投資を具体化するための事業は次のとおりとする」という部分の中、7番ですね、「特に指定しない事業」ということは、どのようなことを想定してんのかと、考えようによったら、この7番1個だけあったらもう全部行けるんかなと、こういうふう思ったんでね。

考え方として、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

○企画管財課長 (牛居秀行君) 改めて、おはようございます。

西口議員のご質問にお答えを申し上げます。

この事業区分につきましては、第2条、事業区分につきましては、現在、紀美野町長期総合計画で示させております七つの柱を基本とさせていただいております。

そして、今ご質問の7番でございますけれども、「特に指定しない事業」といいますのは、1番から6番までの事業がございます。それで、どの事業でもいいですよと、特に私はこの事業どうこうというんじゃなしに、どの事業でもいいですよというふうな方がために1項目つくらせていただいたわけでございます。

そして、この1番から6番につきましては、非常に抽象的な事業名を書いてございますけれども、それにつきましては紀美野町応援サイトということで、ホームページの方に立ち上げさせていただきまして、現在取り組んでおる個々の、それぞれ細かい事業について詳しくご紹介をしていくつもりでございますけれども、そういうふうな中で、どれに該当しても結構ですよというふうなものを「特に指定しない事業」、特に私はこの事業でなければなりませんということ指定しませんという意味での、ご寄附をしていただいた方々に対する項目として設けた次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7番、西口 優君。

○7番 (西口 優君) この文面の中の、10月1日から施行するということについて、そうしたらですね、10月1日までにそういうふうなことを、町民がわかる方向にあるということですか。

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

○企画管財課長 (牛居秀行君) 10月1日から施行するということでございます。

それを町民に知らしめる方法といたしましては、広報でありますとか、町のホームページ、これはもう立ち上げる準備をしておるんですけども、その方で、それぞれこういう、紀美野町はこういうすばらしい事業をしてるんだと、各課でこういう事業をいたしますよ、だから応援してくださいということで立ち上げるつもりでございます。

まず、この議会通りませんと、そういう訳にいきませんので、ご理解のほどよろしく
お願いを申し上げます。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第79号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第79号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第81号 紀美野町合併振興基金条例の制定について及び

◎日程第4 議案第82号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条
例の一部を改正する条例についてを一括上程

○議長（美野勝男君） 日程第3、議案第81号、紀美野町合併振興基金条例の制定について、及び日程第4、議案第82号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 紀美野町合併振興基金条例、この第1条の中にですね、町民の連帯強化及び地域振興を図る事業の財源に充てるという、この間の説明では、毎年1億円ぐらい考えてるというふうな、こういうふうな話だったと思いますが、この「連帯強化及び地域振興」という部分の表現が抽象的やと。具体的に、これだけの金を置こんであつたら具体的にという部分も考えてるんかなと、こういうふうに思うので、どういふことを、わかりやすく説明願いたいと思います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） 西口議員の質問にお答えいたしたいと思います。

これは、合併に関する振興基金ということでございますので、合併に伴って、結局地域が振興するように有効に使ってまいりたいと、こういうふうに考えております。合併によるものの有効な利用を考えていきたいと思っております。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

○議長（美野勝男君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 今の説明、私の理解力が乏しいんかもわからんけど、何かわかったんかなって、多分ここにいる人、皆わからんかった、そのね、1億円と言や、まあかなりの金額でしょう。

だから、それに伴う具体性があつてという部分がね、そら、今ので全くわかってない。もうちょっとわかりやすい説明ということを求めることはできやんのかな。これではいかんやろう。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） この基金につきましては、合併特例基金ということでございますので、結局地域振興基金として、基金を設けていくということの目的でござ

いますので、とりあえず基金として設置するものでございまして、使い方については、地域振興させるために、例えば道を、道路をつけるとか、例えば集会所の建設に充てる
とか、そういった、いろいろ地域振興に関する費用が出てくると思いますが、そのとき
には取り崩して使っていきたいと、こういうふうな考えでおります。

で、合併のこの基金につきましても、結局返済した額しか使用できないと、こういう
ふうなことになっておりますので、今後有効に利用してまいりたいと考えております。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第81号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第82号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第83号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第5、議案第83号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） ちょっと勉強不足なので、確認をしときたいと思うんですけども、この中で別表がありますよね。第34条の7第1項第3号より第9号及び第12号に掲げる寄附金と、第34条の7の第1項第10号に掲げる寄附金と、この二通りがあるんだということで、町内、あるいは県内ということで書いてますね。

これについて、具体的にどうなるのか、ご説明、もう一度お願いしたいと思います。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

（税務課長 山本倉造君 登壇）

○税務課長（山本倉造君） それでは、美濃議員のご質問にお答えいたします。

34条の7の第1項第3号より第9号及び12号と申しますのは、具体的に言いますと、3号は国立大学法人とか独立行政法人とかいう、まあ指定寄附と言われるものが対象になります。4号は、国立大学法人、和歌山大学とか独立行政法人という個別法で指定されてるものが対象になってきます。4号は地方独立行政法人で、6号は日本体育協会等の法人、7号は認定を受けた民法法人、具体的に言いますと、和歌山では和歌山県医学振興会などです。8号は、認定を受けた私立学校法人、9号は社会福祉法人、10号は厚生保護法人、11号は認定特定公益信託、12号は認定を受けたNPO法人ということになっています。

1の3号から9号及び12号は、町内に主たる事務所を置く法人を対象にしています。10号は、県内に主たる事務所を置く法人、10号は県内に1カ所しかございませんので、更生保護法人端正会というのを対象にしています。そのほかですと、町内に、ほとんどの法人は町内に本拠を置いていません。9号の社会福祉法人が町内に3カ所設置されていますが、そこに対する寄附について対象としていこうという趣旨でございます。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

2番、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

○2番 (小椋孝一君) 今ちょっと聞き取りにくかったんですけど、もちろん34条の7号の1項から9号、12号ということで、法人の主たる公認というんか、ちゃんとしたとこで、そこに寄附したら町の税金を控除しますよということだと思んですけども、そやけど町内の例えばひかり作業所とか、そういうところにも、寄附をすることによって控除ができるという解釈でよろしいんですか。

それで、そのときに、何か町からの寄附したときに、証明なんかをいただいたら、それを決算時に報告することによって企業が控除を受けられるという解釈でよろしいですか。その説明を、再度求めたいと思います。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長 (山本倉造君) 小椋議員のご質問にお答えします。

この条例は個人住民税を対象としてますんで、法人はまた別になります。法人は所得税の方で、寄附金についての損益への算入とか、そういうのは定められていると思います。

もう一つ、個人住民税で、さっき言いましたひかり作業所は「生石会」ということで、社会福祉法人になっていますので、町内に主たる事務所を置く社会福祉法人ということで、ひかり作業所への寄附は、ここに言う寄附金控除の対象になります。

ちなみに、町内の社会福祉法人と申しますと、寄附金の社協と清和福祉会の3カ所になっています。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第83号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第84号 紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第6、議案第84号、紀美野町保育所条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) お願いします。

84号の志賀野保育所の跡地というのは、たしか一部借地になってて、購入または返還する予定だということになってると思います。現在は倉庫とかに利用されてるというふうに聞いたんですが、今後この施設を、保育所ということで廃止した後、どういうふうに利用されるのか、どういうあと何ちゅうんですか、借入地を購入される予定とかあるのか、その辺だけちょっとお聞かせください。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長(井上 章君) 田代議員のご質問の、借地の部分を今後どうしていくかという件でございます。

現在のところ、まだ方針確定しておりません。購入するのか、というようなあたりを、地主さんとの関係もございまして、今後、まずこの条例が通って廃園という形になったところで解散となりますので、そこから再度検討していく。今の、現状はこうのと

ころでございます。

以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第84号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第85号 紀美野町土地開発公社定款の一部を改正する定款について

○議長 (美野勝男君) 日程第7、議案第85号、紀美野町土地開発公社定款の一部を改正する定款について議題とします。

○議長 (美野勝男君) これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番 (美濃良和君) この定款の一部に当たるところの、この根拠法についてお聞きしたいんですけども、民法の59条というのは、「監事の職務左のごとし」ということで、監事について書かれてるんですけども、あとですね、16条の8、公有地の拡大の推進に関する法律の16条の8項に改めるということでもありますけども、ちょっと朝からネットで見してみたんですが、16条というのは5項までしかないように思うんですけども、これ何か変わってるわけですか。

それによってどういうふうに変ってくるのか、説明を願いたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

○企画管財課長 (牛居秀行君) 美濃議員のご質問にお答えをいたします。

民法59条と申しますのは、確かに議員ご指摘のように、監事の職務について規定をしております。ここにおきましては、第1項から第4項までございまして、今申し上げました、今回改正を行うための根拠法令ですが、公有地の拡大の推進に関する法律ということで、第16条第8項というのがございます。これは追加されたものでございます。今回、法律改正によって追加されてございます。

その第8項の内容でございますが、これも民法第59条と同じように、監事の職務について規定したものでございます。ちょっと読み上げます。「監事の職務は次のとおりとする。第1項1号、土地開発公社の財産の状況を監査すること、2、理事の業務の執行の状況を監査すること、3、財産の状況または業務の執行について、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、土地開発公社の業務を監督する主務大臣、または都道府県知事に報告すること」となっております。

今回の改正でございますけれども、前回ご説明をいたしましたように、要約いたしますと、この改正によりまして、土地開発公社の監事の職務の権限というものが強化されることとなりました。

と申しますのは、今まではですね、著しく不当な事項があると監事が認めるときは、総会または主務官庁に報告するためには総会を招集する必要がございましたが、この改正によりまして、監事は、土地開発公社の業務を監督する都道府県知事に直接報告することができるようになったものでございます。

以上、簡単でございますけれども、土地開発公社定款の一部を改正する定款の説明にさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第85号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は10時45分からとします。

休 憩

(午前10時26分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時45分)

◎日程第8 議案第86号 紀美野町道路線の廃止について及び

◎日程第9 議案第87号 工事請負契約の締結についてを一括上程

○議長 (美野勝男君) 日程第8、議案第86号、紀美野町道路線の廃止について、及び日程第9、議案第87号、工事請負契約の締結についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番 (西口 優君) 私は、議案第87号について尋ねたいと思います。

まず、この契約の目的の中に「第1工区」ということを書きちゃうということは、第2工区も第3工区もあんのかなと、こういうふうな部分の確認をしときたいのと、この契約について、契約金額が1億1,495万5,500円、こういうふうにかかれちゃんねけどやね、これだけの大金を使うと、そういうふうにかえたら、この道路の経済効果というのはどのようなものになってんのかと、そういうふうにか尋ねたいと思います。

それと、これ指名競争入札ということですが、一般競争入札にしなかった根拠

ですね、それを尋ねたいと思います。

それで、説明の中で、入札業者が14社ということを知りました。先日の一般質問の中で、3,000万円以上の工事の入札基準が特定業者ということだったと思うんですけども、入札業者、14社の能力ですね、この条件に合ってるのかと。

それと、桐浴建設の名前、よく聞くんですけど、今までの工事の中で、工期など問題は何かあったのか、尋ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 議案第87号の、西口議員のご質問にお答えいたします。

まず、町道谷線の改良工事の経済効果と、こういうことでございますが、ご承知のとおりこの谷線につきましては、合併以前から、十何年にわたってここの工事を進めておったと。そして、地元負担金もとってやっておりますが、この工事が一向に進まなかったという中で、これはぜひ合併をしてから、地元のそうした期待にこたえていかなきゃならんということで、これを現在進めておるところでございます。

ご承知のとおり、国道370号から奥まで、恐らく4、5キロあるかと思います。そんな中で、やはりできるところからやっっていこうということで、今一番、難関のところをやっておるというふうな状況でございます。

それと、これを一般競争入札にしなかった理由ということでございますが、これは皆さん方、議員の皆さん方とたびあるごとに説明をさせていただいております。できましたら、地元業者を使いながら経済効果を図ってまいりたい。そうした意図から、こうした指名競争入札という方式でさせていただいたところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 西口議員のご質問にお答えします。

「第1工区」ということの工事名で、「第2工区」があるのかということなんですが、一応第2工区、分割工事として、第2工区は終点から約60メートルを施工する予定で

ございます。

それから、桐浴建設さんに、今までについていろいろなかったかということなのですが、一応工期的なことにつきましては、貴志川の漁協組合との協議等ありまして、工期的には遅れたこともありますが、今までは順調に進んでおります。

失礼しました。14社の業者の能力ということなのですが、一応経営規模調査と、それで紀美野町の今までの評価点と合わせて800点以上の業者ということで、紀美野町では優秀な業者でございます。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(美野勝男君) 7番、西口君。

○7番(西口 優君) 経済効果についても、私自身も必要という、過疎地を改善するというについては必要であろうかなと、こういう部分も理解はしてるんですけども、何件かの、多分これ家誘拐した方が安いかなって、そういうことも思う中でね、将来的なことを考えたら、そら道はあった方がいいんやろなって、こういう部分も、そらもちろん理解はしております。

もちろん、一般競争入札という中で、指名にするという理屈も、もちろんある意味ではこうであろうなあという部分も理解はしてるんですけどもね、今の課長の話の中で、経営規模が800点以上という、この規模、これ、先日の一般質問の中で、多分、誰やったかちょっとわからんねけど、3,000万以上の工事は特定業者を使うというふうなことを言われてると思うんですけども、これ1億1,500万という、大体ね、そういうのと、話に矛盾をちょっと感じるわけですね。

だからですね、800点以上、この800点というのは、ほや県の工事と、県にも工事やってる、町にも工事やってる、このほや能力的なことの判断基準はどこにあんのかなって、そういうふうに思うんですよ。

それと、今これだけ建設業がかなり経営的に苦しくなってる中で、落としたら、当然のことながら、その前渡金とかっていう部分も払われるかなと思うんですけど、そういうふうな入札の、指名競争入札の中にですね、そういうふうな全体的な能力が合致してんのかって、この辺がちょっと一抹の不安を感じるわけです。

例えば、契約に落としたときに、完成されやんかったら大変なことになる。だから、そういうふうな部分も合わせてですね、この入札業者が安心できるという部分が全部合

致してんのか。そういうことの心配も一応はします。もし万が一発注して、でき上がらなかつたらどないなんのなど、こういうふうな部分まで心配してしまうわけで、だから、その点の部分までの説明を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、牛居君。

（企画管財課長 牛居秀行君 登壇）

○企画管財課長（牛居秀行君） 西口議員のご質問の中で、800点という点数についての、ちょっとご説明をさせていただきます。

現在、私ども紀美野町におきましては、指名競争入札ということで、制度で、工事の発注をさせていただいております。

この点数につきましては、本年、20年度より総合評価値というのがあるわけなんです、そこであるのが経営事項審査の中で出てくる点数でございます。そこに紀美野町独自の加算点数というのを、今年から設けてございます。それには幾つかの項目がございます。いろいろあるんですけども、技術者が何人であるかとか、ISOの資格があるかとか、そういうふうなこと、それからまた工事における点数等々の点数を加味いたしまして、総合的な点数をつけておるわけでございます。

それで、今年度につきましては、その合計点ですね、今言いましたように、指名願で出てくる総合評価値と、それと町独自で決めております加算点との合計点が800点以上、これまあ14社になるわけでございますけれども、その14社をAクラスといたしております。で、Aクラスにつきましては、紀美野町内では優秀な、先ほど建設課長が言いましたけれども、優秀な業者ということで、総合的に評価をしておるところでございます。

それから、業者の、途中で仕事ができなくなったらどうなるんかということでございますけれども、通常は、業務を委託するときには、まず前渡金というのがございまして、これは30%になるわけですが、3,000万を限度として渡しております。そのお金につきましても、補償会社の補償を取り入れてございます。

それから、途中で、それぞれ部分払い制度というのがございまして、でき上がったら、例えば1年間の工期があれば、6カ月の時点で、でき上がった分の部分払いをするという制度があるんですけども、それにつきましても、現状でき上がっておるその数値、その成果に対しましての90%の額をお支払いしておるわけでございます。

といいますのは、そのでき上がった分の90%しか、でき上がるまでお支払いしない

ということでございますので、途中でそういうことがあったといたしましても、町に対しての金銭的な負担といえましょうか、損失は生じないことになってございます。

以上、お含みいただきまして、ご説明とさせていただきます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、山本君。

○建設課長 (山本広幸君) 先ほど、3,000万以上を特定業者ということを開かれたんですけども、あの3,000万以上というのは、工事を下請業者にすべて下請することができる業者ということで、特定業者14社ということでございます。

だから、すべて下請しなくて、管理監督を自社の職員とする場合は、すべて丸投げではないので、3,000万の特定業者でなくてもできますということです。

以上です。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

4番、新谷榮治君。

(4番 新谷榮治君 登壇)

○4番 (新谷榮治君) 私、86号の廃止なんですけれども、道路廃止。当然これ要らんようになったから廃止するんだ、使わんから廃止するんだということはよくわかるんですけども、ということになりますと、だからこれは町道として今まで使ってた、そして要らんから廃止するんだ。こらまあいいんですけれども、その廃止した後、それでは維持管理というものはどういう形で行うんか、もうほっとくんか。そこら辺、ひとつ聞かせていただきたい。

それともう1件、87号、谷線ですけれども、谷線、これ昔から、物すごい遅れてる、町長も今言った、遅れてる路線ですけれども、これ奥で林業とつながると思うんです。これは林業で、奥から来た線は物すごいいいんです。通称、今一番骨になってる中尾口というんですけど、ここが今落ちた工事なんですけれども、これ一般競争入札でなしに移したということで、非常に私は結構やと思います。経済効果、土地の経済効果にこれは非常にいいと思うし、これ私は称賛したいと思うんですけども、谷線、これ今中尾口から、先ほどから言うように林道につながるのには、あとどのくらい時間かかりますか。これ一つお聞きしたい。

以上です。

(4番 新谷榮治君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 新谷議員の1点目なのですが、町道の廃止した後ほつとくのかということなのですが、平成18年度に旧野上町と美里町が合併した後に、その町道を見直す作業をしたんですが、その中で、今回出させていただいている廃止の町道なのですが、旧町営住宅地となっている場所もあります。その場所は、今現在町営住宅すら廃止をされて、その土地も借地であり、更地にされて、もう現在土地としては、道路としてはもうなくなってる道路とか、それから一番下の大谷池線なんかは、サン・リゾートゴルフ場の、今ゴルフのコース内に町道があるような形になってるんです。現在、実際町道としては、もうない形態になっております。

以上、町道についてはそのようなことでございます。

それから、あと最終林道までというのは、ちょっと今のところ資料ないんですが、かなりの距離があるとは確信しております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 4番、新谷君。

○4番（新谷榮治君） それでは、先ほどから申し上げてます町道廃止ということになりますと、後の名前はどういう形になんのですか。もう一遍お尋ねしたい。里道になるんか。

そして、先ほど言われたように、サン・リゾートの中に道があった。これはサン・リゾートをこしらえるときに、売るときに、これ里道あったの、そのままなくしとるんですか。それとも、もうそのときに既にもうなくなってるんですか。ここ点も1点お伺いしたい。

それと、87号ですか、谷線、これあとどのくらいの期間、ちょっと長いですということやけども、どのくらいの期間、あと何区ぐらいで行かれるか。そこら辺ひとつ、ぜひともひとつお聞きしたい。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

この87号のあと、林道までどれぐらいかかるんかということですが、今の工事、対岸を工事してる、そのちょっと上へ行きますと、道路が合流します。そこまで約3年計画ということで、1億5,000万の3年という計画のもとにやっております。

ただ、その計画どおりいくかどうか、これはもうこれからの努力にあらうかと思いま

す。

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 町道が廃止した後、どうなるのかということなんですが、一応もう道としての形は、形とか用を足してないことになっておりますので、町有財産として残るか、それとも先ほど言うたように、借地の住宅地なんかは、もとの地主さんに返してしまうという形になります。

それから、サン・リゾートラインの中なんですが、当時、こちらでちょっと把握はしてないんですが、多分協議の上、町道を、里道であれば公用廃止して買い上げたり、そういうふうなことは行ってると思うんですが、町道の台帳上名前が残ってたということです。

以上です。

○議長（美野勝男君） 4番、新谷君。

○4番（新谷榮治君） サン・リゾートの中であつた道で、これは廃止して、これあくまでも町であつたら町道になるで、これ。町道でしょう。それを、そのサン・リゾートは建設のときにどういう形でおつたかという、これ廃止した。サン・リゾートの中を、これ全然通らんのか通るんかわからん。でも、当然道あつたら通るだろうと思うんですけども、これどういう形に、サン・リゾートの契約、どうなつてんでしょう。

そこら辺、もう一度。

○議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） サン・リゾートラインには、現在現場へ行ってみると、その道路らしきものは、その場所にはございません。

だから、先ほども言ったように、多分、その当時は里道とかそういうことで、公用廃止なりして、サン・リゾートラインの会社が、ゴルフ場は買い上げたことかと思ひます。だから、道路台帳として名前としては残つてたんですけど、物はなかつた。それを合併後、18年、19年度で町道の路線を整備したところ、今回廃止しなければならないということで、廃止をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

1番、田代哲郎君。

(1 番 田代哲郎君 登壇)

○1 番 (田代哲郎君) 議案第 87 号について質問させていただきます。

この業者が落札率 74.7%という、ずっと 70%台の落札率が続いているんですが、現在いろんな形で必要経費が高騰してる中で、この落札率でやれるということで判断された根拠というか、厳正に審査されたことだと思うんですけど、その辺の経過についてですね、どういうふうな審査をされたのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

(1 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 建設課長、山本君。

○建設課長 (山本広幸君) 田代議員の、74.7%というかなり低い落札ということで、一応紀美野町の建設工事の低入札価格の調査制度ということがありまして、その金額に今回当たったということで、一応この金額でできるかできやんかということ企画管財、それから建設課の職員と業者を呼びまして、審査をしたわけでございますが、桐浴建設さんは谷線の工事、以前にも実績があるんですが、その近くにも資材置き場、それから事務所からも近いという、いろんな、その現場に対しましてメリットがありまして、それから地元にも精通してるというようなことから、今回のこの金額でもできるという判断をしました。それで、今回出させていただいた結果でございます。

以上でございます。

○議長 (美野勝男君) 1 番、田代哲郎君。

○1 番 (田代哲郎君) いろいろ審査されたということで、この業者だったら事務所も近くにあるし、精通していると、地の利にも精通してるということで、74%の落札率でも大丈夫だというふうに判断されたということですが、過去にもほんまに、私たちにしてみれば、本当にこんなに低価格で、低落札率で受けて大丈夫なのかという気がするんです。

というのは、過去に、例えば低落札でやったり、例えば若者広場の人工芝ですけど、あそこのもう 70%近くですけども、落札率で落札して、今また人工芝を修復しなければならぬ状態になってるんで、それが手抜きが起こったとあってそういうことではないとは思いますが、そういうことが目の当たりに起こってくると、やっぱり落札率の低さというのは非常に気になるわけで、それともう一つはね、前に業者の、事業主の方たちとお話したときに、もう非常に落札率が、この町の場合低いんで、無理をして落札した場合に、下請を泣かしながら仕事をやっていくという、もともとあまり利益が上

がらないか、損するということがわかってても、仕事をとらないと、次の仕事は、実績を上げていかないと回っていかないと。

だから、こういうことについて非常に、まあそら落札率を上げろとかいう指導というのはできないんですけども、そういう現状について、町の執行部としてどのように認識されているのか、その辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再質問にお答えをしたいと思います。

もう議員おっしゃられるとおりでですね、やっぱりこの低落札というのは非常に危険性もある。また、私も先日の一般質問でも申し上げましたが、やはり経済バランスというのがありまして、需要と供給の、そういうなせるわざではないかというふうに思います。

そんな中で、今現在におきましては、やはり工事量全体が少ない。そこへ業者が殺到してると。したがって、低入札でなけりゃとれないというふうな現状もあるようでございます。しかし、やはり理想的に言いますと、適正な価格で落札をしていただくということが、一番好ましいことではないかと思えます。

しかしながら、今の経済情勢がこういう情勢の中で、本当に、先ほど議員が申されましたが、損をしてでも仕事をやっておりゃ金を回していけると、運営していけるといふふうな、非常に行き詰まったそうした状況もあろうかと思えます。しかしながら、やはりこの紀美野町におきましては、工事量全体は減らしておりません。今までどおり、やはり業者の皆さん方に仕事をしていただいて、そして適正な、そうしたインフラ整備、これを進めてまいりたい。そのように考えでおるところでございます。

ただ、何と申しましても、この紀美野町内に県の事業、例えば国道370号、これにおきましても、約10億の工事が紀美野町内で行われております。しかしこれは、一般競争入札ということでやられておりますんで、ほとんどこの町内の業者はとっておりません。とれておりません。それが今の現状でございます。

しかしながら、やはり先ほども申し上げましたが、適正な価格で適正に落札をしていただいて、そしてよりよい仕事をしていただく、工事をさせていただく、これがもうモットーかと思えます。

したがって、紀美野町としてはできるだけそういうことでやっていきたいんですが、これはこんなんしてくれとか、それはもう言えませんので、あとはもう企業努力と、業者の企業努力によってやっていただくということでひとつ取り組んでまいりたい、こ

のように考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 1 番、田代哲郎君。

○1 番（田代哲郎君） いずれにしろ、もうせつかくの事業が、地域振興という、一番この過疎地にとって大事な課題と逆行しないように、やっぱり気配りしてほしいというふうに思います。

で、落札率がそんなに低かって、とったら大変やったらとらんかったらええやないかと。入札せなんだらええという話になるんですが、しかしみんながそういうふうになっていくと、また談合問題とかということにも結びついてくるし、そのところが非常に難しいんですが、やはりその辺の配慮というものをね、大変難しいことではあるんですが、執行部の方でも十分考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたします。

もう議員おっしゃられるとおり、もう何一つつけ足すこともないかと思うんですが、できるだけそうした中で、町としても執行してまいりたい。そのようなことで心がけてまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

1 5 番、美濃良和君。

（1 5 番 美濃良和君 登壇）

○1 5 番（美濃良和君） 若干お聞きをしたいと思います。

8 6 号の町道の路線で、先ほど来道路の状況になかったものをここで落とすとしたとするならば、この町道については交付税の算定の基礎になってるかと思うんですけども、以前美里町時代について、そういうことで来たということについては、そのところですね、まあ悪くなれば交付税を多く、それに含まれてしまったと、こういうことにつながるのではないかと思います、その点はどうか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど来各議員、この請負についてあったので、それはそれでなんですが、あとまあ1 億1, 0 0 0 万ということ、この9 月議会で請負が成立したってことです。

ね、年度内の、本来のところでは執行は難しいというのが当たり前だと思うんですね。そういう点で、負担行為等の手続をとる必要があるのではないかと思います、その点についてどうであるのか、お聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 美濃議員のご質問にお答えしたいと思います。

交付税算入につきましては、台帳の手入れをしまして、県の方へ報告をしていきたいと考えております。やはり影響はあるのではないかとこのように認識をしております。

以上、よろしく申し上げます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

○建設課長(山本広幸君) 美濃議員の年度内で工事が終わるのかということなんですが、9月議会で議決していただいて、すぐに工事かかって、できるだけ工事内で取り合わせ道路等しまして、1カ所じゃなしに何カ所からもかかれるような形で企業努力していただくように指導も、協議もしております。それでまあ何とか年度内におさまるように、こちらからも指導を十分したいと思っております。

以上でございます。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第86号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第87号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第88号 平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(美野勝男君) 日程第10、議案第88号、平成20年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) 歳入の部分で51ページの衛生債、一般単独事業債で合併特例債5,650万円というのがあります。で、ずっと行きまして、55ページ、衛生費の中で、環境衛生費で五色台広域施設組合建設負担金として5,954万7,000円が計上されてます。うち176万8,000円は一般財源ですが、5,650万円はいわゆる地方債ということで、これは特例債の充当した分だと思います。

この分については、特例債を、いわゆる五色台の事業に使えるということの根拠と、そうなった経過について説明していただきたいと思います。

それからあとは、天文台のところ、59ページ、みさと天文台管理運営費の中で、自然観測デッキ整備工事として858万と、その上で整備工事設計監理委託料で26万

が計上されてます。この分については、かねてからいろいろ問題になってる星の塔のデッキの修理だと思うんですが、そうなのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 私の方から、田代議員の質問についてお答えいたします。

特例債が使えるというんですか、認められるということの理由でございますけども、これは五色台の管理者会等で、管理者において特例債を使った方が有利でないかというような協議の中で、その特例債の利用範囲というんですか、の中で、県への何というんですか、使えるかどうかという問いかけというんですか、について、平成20年2月28日に、特例債の適債性ありということで県より回答を受けております。それをもって、各市町において特例債の発行を行い、分担金に充てるということとなっております。

以上でございます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 住民課長の方からも申し上げたわけでございますけれども、合併特例債に当たるのかということでございますけれども、これは合併に資する事業でありますので、合併特例債の適用を受けられるわけでございます。

以上、ご理解よろしく申し上げます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 生涯学習課長、新家君。

(生涯学習課長 新家貞一君 登壇)

○生涯学習課長(新家貞一君) 田代議員のご質問の、59ページ、みさと天文台でございます。みさと天文台の13の委託料26万円、それから15の工事請負費ということで、これはいずれも星の塔のデッキの整備工事及び設計の分でございます。

については、この裏づけといたしまして補助金を、紀の川流域水源地域整備振興事業補助金を2分の1いただいて、実施することにしてございます。

以上です。

(生涯学習課長 新家貞一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 番、田代哲郎君。

○1 番 (田代哲郎君) 管理者会でそういう、使った方が償還とかでいいだろうということで、県へ「これを使ってもいけますか」という問い合わせをしたら、「大丈夫だ」ということで、使えますと。

で、「合併に資する事業であるので」という説明なんですけど、その「合併に資する事業」という意味がどういうことなのか、どういう経過で多目的グラウンドの駐車場、この間の提案説明では駐車場の建設工事に使うためと。で、いわゆる五色台の駐車場を増設することが合併に資する事業であるということの、詳しい説明というのを求めたいと思います。

それから、どんな事業、つまりどこへどんな駐車場をつくるのか。それから、そうであつたら、2市1町で運営してるわけですから、各市の、海南市、それから紀の川市ほどの程度負担になってるか、その3点についてお聞かせください。

○議長 (美野勝男君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長 (小川裕康君) 田代議員の再質問の中で、「合併に資する事業とは」というご質問かと存じますが、合併特例債の発行につきましては、これは合併市町村が市町村建設計画というものをたてまして、その中で具体的な事業から、そしてまた抽象的な表現もございしますが、市町村計画の中にのっとり、そしてまたそういうことで、合併後の市町村の振興に該当する事業に対して特例債を発行することができるというものでございます。

本来であれば、組合が事業を起こす場合には、組合が組合債を発行するところではございますけれども、当初、そういう形で考えておりましたけれども、これを何とかして合併特例債というものを発行できないかと、そうすることによって非常に、まあ財源的にも有利になるということもいろいろ検討した中で、そしてその上で県にいろいろ打診して、県の方の判断もいただいた中で、県からも、この事業につきましては特例債を発行することが可能であるということで、そういう形に切り替えたところでございます。

あと負担割合と駐車場の場所につきましては、住民課長よりご答弁いたします。

以上です。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、中尾君。

○住民課長 (中尾隆司君) 議員ご質問の、場所につきましては、現在の駐車場の西側になります。現在駐車場として利用していておりますのは、第1駐車場で70台、第2駐車場で90台ということで、現在通夜とかになりますと、かなり車が多くて、路上へ駐車せな仕方ないとか、そういういろんな事情もございまして、計画では駐車台数が410台というような計画になっております。

場所につきましては、先ほど言いましたように、現在の駐車場の西側でございます。

それと、負担割合につきましては、現在海南省で53.67%、紀美野町で17.96%、紀の川市で28.37%でございます。

以上でございます。

○議長 (美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番 (田代哲郎君) ちょっと休憩求めてもいいですか。

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時29分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前11時36分)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番 (西口 優君) 私の方から、毎度のことで申しわけないんですが、47ページの利率が3.5%以内という、これもっと実勢利率に近づけることはできやんもんかなと、こういうふうにも思うんですよ。だから、これについての説明を願いたいと思います。

それとですね、これについては普通貸借または証券発行と、こういうふうな、この借入先の選択方法ですね、利率を引き下げる努力がどういうふうに行われてんのかと。ただ、こっちがもうおたくに行かせてもらえやんかというんでなくて、複数の業者からそ

ういうふうに、利率を、おたくだったら幾らとかっていうふうな部分をやってんのかどうかという。

だから、引き下げる努力というのがわかるようにしていただきたいと思うんですけどね。その点について、その引き下げ努力の方法ですね、どのように考えてんのか、尋ねたいと思います。

それと、52ページの自治振興費の中の物件補償費500万円とはどのようなもんか、説明を願いたいと思います。

それと、53ページの税務総務費の中の過誤納還付金というんですかね、の説明と、57ページの道路橋梁新設改良費の柴目七山バイパス線の経済効果という、いつもこんなこと聞いて悪いんですけどね、高い、みんなの税金を使う中で、どういうふうな効果が期待できんのかと、そういうふうなことを尋ねたいと思います。

それと、79ページの医療費支給費の柔道整復等として40万円。

○議長（美野勝男君） 西口議員、それは後の議題です。

○7番（西口 優君） 済みません、はいはい、わかりました。それだけまあ。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

（総務課長 岡 省三君 登壇）

○総務課長（岡 省三君） 西口議員のご質問にお答えしたいと思います。

利率については複数の銀行の見積もりなり、なにをしてるのかというふうな、引き下げ努力をどんな方法してるんなということでございますけれども、入札をとっております。前にもご説明させていただいた記憶があるんですが、なるべくやはり高い利率は避けたいと、こういうふうなことの中で、入札制度をとっています。

それから、自治振興費の500万ですが、これは吉見集会所の物件補償費でございます。既存建物の物件補償でございます。

以上、よろしく申し上げます。

（総務課長 岡 省三君 降壇）

○議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

（税務課長 山本倉造君 登壇）

○税務課長（山本倉造君） 西口議員のご質問にお答えします。

税務総務費の、過誤納還付金の1,110万円の補正でございます。この還付は、1

9年に行われました税源委譲に伴う所得税と住民税での、それに伴う還付でございます。当初370万円の見込みで置いてたんですが、精査する過程で、計算できる見込みをしたら、1,400万ぐらいになるという見込みが出ましたので、その不足分を補正させていただきました。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 西口議員の、柴目七山バイパス線について経済効果はあるのかということですが、全体事業費1億4,000万円ぐらいで、20年から24年度の間で計画をしております。

全体延長としては200メートル、計画幅員は5メートルということで、今、現道は道路幅員もかなり狭く、川沿いに走っておりますので、それから橋梁もあり、その橋梁については、町道にかなり直角的な角度で入っていくということで、かなり通行上危険であるということもあります。

それが、柴目分校の前を通過して、柴目地域への一般車の通行もあり、近くの、奥の方にはミカン畑の農地もかなりありまして、農産物の運搬等にもかなり大きな役目を果たすと思っております。

以上、簡単でございますが、効果とします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

○7番(西口 優君) 借入れの中で、入札してるという、こういうふうな話でございましたが、公募等は、普通の工事と違っていうんであったら、指名競争入札なり一般競争入札ということをすると思うんですけど、こういうふうな場合の入札というのは、別に地元であろうがなかろうが関係ないような気がするんで、公募してんのか。日本全国からって、そこまでもいかんやろけども、利率の安い方法というのはですね、入札の形態とはほやどんなえしてんのかと、こういうふうな疑問として思うんで、別に北海道の端からでも、借入れんのやったらどこでもかめへん話やし、考えようによったらね。

だから、そういうふうな意味合いを含めたら、もっと広い範囲から入札して、安くな

りやもっといいかなと思うんやけど、借り入れる側やったら、本当言うて世界中からでもかめへんような気もするんやけどね、その辺の入札の業者というんかね、銀行というんか、そういうふうなところの、相手先の、ほやどこまでの範囲ということをやっているのか、一遍尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 西口議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

うちの方からは、指名いたしまして、入札を行っている状況でございます。その指名業者の方ですが、紀陽、それから指定金融機関である農協、それからきのくに信用金庫、それから労金の方へも指名させていただいたんですが、断られたわけでございますが、以上の中で入札をしております。

で、現在政府の財政融資資金の方が一番安いということであるわけですが、また新たに、本年度から市町村の振興資金協会というのができまして、ここが一番利率が安いわけでございます。だから、ここで借り入れを行っているものでございます。

それから、縁故債はとにかく利率が高いということであるので、政府資金なり、市町村の振興資金協会の方で借り入れを行いたいと思っております。

また、一般競争入札云々のお話もありましたけれども、確かに日生の方は、利率の方は安いようでございますが、繰上償還というのができないと、そういった、何というんですか、悪い面もございますので、やはりうちの方といたしましては、政府資金なり、市町村の振興資金協会なりで借り入れを行っているものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 紀陽、農協、きのくに等っていう、実際に借入先っていうのは、別に、貸すんやったら心配せんなんけど、借り入れるということについては、別にこっちが払うたら済むことやさけ、何ていう心配は要らないと思うんですけどね、これをもうちょっと広い視野で、将来的に借り入れると、公募するとかっていうふうな部分まで広げる必要という、そういうことについてどんな考えを持ってんのか、聞かせてほしいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 町財政も厳しい折でございますので、やはりいろいろと検討して、慎重にやっていかなければならないと考えておりますので、そういったこ

とも含めまして検討をいたしながら考えていきたいと思いますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 一つはですね、52ページの、先ほど自治振興費について質問もあったんですが、土地購入ですね、1,611万9,000円、これはもう集会所に対する土地ですね。

で、紀美野町においては、集会所もすべて町の所有の土地と、こういうふうな形で進めていってるんか、ちょっとそれについて説明を願いたいと思うんです。

それから起債を借りることになっておりますけども、これはどの起債を充てていくのか、聞きたいと思います。

そしてですね、53ページなんですが、先ほど税務総務費の中の過誤納のところ、税源委譲から来るものだということでありましたけども、税源委譲はですね、結局市町村にとってどうであったのか、要するに国税の所得税を下げ、市町村税を上げて、だから地方の方の財源を補償するんだと、こういう鳴り物入りでやったんですけども、この過誤納で返さなきゃならない部分があったり、結構大きいんですよ。

そういうふうに考えていった場合に、本当にそういうふうな地方を見た制度であったんかどうか、その辺は現実的にどうであるのか、お聞きしたいと思います。

それから、その下の賦課徴収費の電算処理ですね、951万7,000円、これについてお聞きしたいと思います。

それから、五色台関係ですけども、さきの五色台でこの提案がありまして、私は態度棄権したんですけども、他の紀美野町出身の皆さん方も賛成されて、五色台ではもう既に、こういうふうにはですね、特例債を2市1町からそれぞれ交付っていうんですか、負担金として上げていって、充てるということになってるんですけども、五色台関係で、さきのごみの関係でも、我々が知らないうちに、答弁もいただきましたけれども、しかし、ああいう協議会が任意だということでありましたけども、もう進んでおったりですね、これについても、先ほど田代議員が質問しておりましたけども、やはり手続上の問題として、私は大きいと思うんですよ。やはり、もしここで、各2市1町が反対をすれば、五色台の会計は、そういうふうに、さきに組合債から負担金に切り替えておった、

それが、負担金が入ってこないとなると、大変な問題になってくるわけですね。

そういうところで、やはり手続からしてもおかしいし、各2市1町、我々紀美野町としては、どういうふうになっているのかわからないということに進んでいっては困ると思うんです。

その点について、湯を通していくというんですか、議会と当局の関係ですね、その辺のところ、田代議員も申されましたけども、その辺について再度お聞きしときたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) ただいまの美濃議員のご質問にお答えいたしたいと思
います。

自治振興費の土地購入の問題でございますけれども、やはり土地の借り入れというんですが、貸借をいたしますと、将来の方にツケを回すというふうなことがございますので、町財政としてはできるだけ購入をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

それから、起債の方ですが、これは合併特例債を充てたいと考えておりますので、よろしく願いします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

○税務課長(山本倉造君) 美濃議員のご質問にお答えしたいと思います。

税源委譲でどういう効果があったのかということなんですが、税源委譲で町民税は、税率が上がってますので、確実に、収入としては増えています。まあ上がった部分と下がった部分、所得税で恩恵を受けてなかったという人について、還付というのが今回生じてますが、ここから先はもうこういうことはないので、税率が上がった分だけ収入としては増えてくることになると思います。

もう一つ、電算委託料でございますが、これは、来年度から始まります住民税の年金からの特別徴収とエルタックスの準備のための委託料でございます。「エルタックス」

といいますと、電子申告とか、源泉徴収用の電子申請というのかな、そういうのに使用するために、今後必要になってくるものでございます。

以上です。

(税務課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 美濃議員のご質問にお答えをいたします。

五色台組合、ここの合併特例債を使うということに対しまして、やはりそうした進み具合等々、まず理解と意思の疎通を図っていってくれと言われたこと、そしてまたごみ問題も含めて今後建設されていくであろう、そうしたことも含めて、皆さん方とご相談しながら、今後はやってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

6番、上北よしえ君。

(6番 上北よしえ君 登壇)

○6番 (上北よしえ君) 52ページの、先ほども、美濃議員も質問したかと思うんですけど、公有財産の購入費ということで、吉見集会所の建て替えの土地購入費の件ですが、この間ちょっと総務のなんで、土地の、土地で、まあ町の財産の有効利用ということで、このような資料を出していただいたんですけども、その中に各集会所の借地が多く見受けられるんですけども、基本としては、集会所を建てるに当たっては、土地は町で購入していただけるのか、どのようになっていくのかお尋ねしたいんですけど。

その点、答弁願います。

(6番 上北よしえ君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長 (岡 省三君) 上北議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

この集会所建築に当たっては、地元と十分相談、協議いたしまして進めているものでございまして、原則として地元の方で土地を求めていただきたいということを考えてお

ります。

それを協議の上で進めておるわけでございまして、そのように行きたいと思っております。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長(美野勝男君) 6番、上北よしえ君。

○6番(上北よしえ君) 吉見集会所で、土地購入費と当たってるのは、地元で協議して土地を購入していただくのに、先、お金を出すということですか。地元は土地を購入するのが、集会所を建てるに当たっての基本的なやり方、行い方ですか。

また、吉見の集会所は土地を購入するために、これ町有財産にするために上がってるんですか。区民センター的なものであるのか、またその集落の集会所であるのかと、その違いもあるかと思うんですけど。

○議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

○町長(寺本光嘉君) 先ほど総務課長から申し上げましたとおり、基本的には地域において土地を確保していただくと。そして、それに建設をしていくという基本姿勢は、そのとおりであります。

しかしながら、ここで上げさせていただいておりますのは、これ吉見地区の集会所ということで、ごみ処理場との絡みをございまして、そのごみ処理場をしていく上においてこれを約束をしておいたというふうな経過がございます。

そんな中で、今ちょっと担当課長、住民課長が契約書をとりに行きましたが、その中で、こうした設備をしていきますよということでやっておりますので、ほかとはちょっと基本的に違うということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第88号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「反対やなしに棄権の討論というのはどうなってますか」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「棄権もあるはずや」の声あり)

- 議長（美野勝男君） 休憩します。 休 憩
(午後 0時03分)
-

再 開

- 議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
(午後 0時05分)

- 議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

- 15番（美濃良和君） 棄権いたします。

要求も見られておるともありますが、しかし住民税を、高齢者のそういう年金から引くことについては、これは認められません、ということから棄権いたします。

- 議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

- 議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第88号を採決します。

この採決は起立で行います。

この議案に賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

- 議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時30分から再開します。

休 憩

(午後 0時06分)

再 開

- 議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
(午後 1時30分)

- ◎日程第11 議案第89号 平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) について及び

- ◎日程第12 議案第90号 平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補

正予算（第2号）についてを一括上程

○議長（美野勝男君） 日程第11、議案第89号、平成20年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、及び日程第12、議案第90号、平成20年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） 66ページ、議案第89号について質問します。

66ページの上段に、財政調整基金繰り入れ136万6,000円ということになってます。質問しても、「年度末やないとわかりません」と言われるかもしれませんが、財政調整基金の推移というんですかね、今現在どのような状態、幾らぐらい残高があるのか、もし報告いただけたらお願いします。

（1番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

（午後 1時34分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時37分）

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

（住民課長 中尾隆司君 登壇）

○住民課長（中尾隆司君） どうも失礼しました。

田代議員の質問でございます。19年度末での基金の残高でございます。1億5,400万でございます。

それと、ここ5年の推移を見てみますと、平成18年度で2億3,000万、16年度で2億2,000万、17年度末で約2億、18年度末で2億と、まあ2億を推移してるんですけども、19年度末で1億5,000ということで、今後ちょっと基金の残額が減る傾向にあります。

以上です。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

9番、仲尾元雄君。

(9番 仲尾元雄君 登壇)

○9番 (仲尾元雄君) ちょっと関連質問で悪いんですけども、今課長がですね、19年度の年度末1億5,000万て言うたけど、1億7,919万て、この決算書に書いてるんですが、こら間違ってるんですか。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長 (中尾隆司君) 仲尾議員の質問にお答えします。

仲尾議員の質問の1億7,000万等につきましては、3月末現在の金額でございまして、1億5,400万と言いましたのは、5月末ということで、決算ということでご理解いただきたいと思えます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○9番 (仲尾元雄君) わかりました。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第89号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第90号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第91号 平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算(第3号)について及び

◎日程第14 議案第92号 平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを一括上程

○議長(美野勝男君) 日程第13、議案第91号、平成20年度紀美野町老人保健事業特別会計補正予算(第3号)について、及び日程第14、議案第92号、平成20年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを一括議題とします。

これから質疑を行います。

7番、西口 優君。

(7番 西口 優君 登壇)

○7番(西口 優君) 79ページの医療費支給費という中の、柔道整復等40万円というふうな補正を組まれてますが、こういうことは医療費となるのかどうか、ちょっと「医師の指導のもと」というのが要ったのかなというふうに思うんですけどね、この辺の見解はどうでしょう。

それとね、この中に、もとの補正前の額の中に、柔道整復等というのはどの程度含まれてるのか、尋ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長（美野勝男君） 休憩します。

休 憩

（午後 1時42分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時44分）

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

（住民課長 中尾隆司君 登壇）

○住民課長（中尾隆司君） 西口議員の質問にお答えいたします。

当初には1,200万の予算計上がありまして、補正で40万ということで、これはあと結果的に必要と、補正の部分でございます。

それと、医師の関係なんですけども、これは、うちへ回ってくる分については医師の証明があるということで理解しております。ということで、整骨等について、個人の高額医療費の支払いということでの、今回40万円の補正ということでご理解いただきたいと思います。

（住民課長 中尾隆司君 降壇）

○議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

○7番（西口 優君） 普通、そこらの整骨へ行ったら、医師の指導なくて保険が効いてるような気がするけど、その点の実態把握というのはどこまで、まあ整骨院だから、請求が来たらすべて認められてんのかどうか、その辺のね、普通は多分、医師が必要という行為に対して医療という認識やと思うんやけど、そういうことなくしてそのまま払われてるって、もしそういうふうなことあったら、何かざるになってるんちゃうかな。そらね、利用者がいてるから、それはそれでええんかもわからんけど、それこそ認識の違いだけかもわからんねけども、その点について再度説明を求めます。

○議長（美野勝男君） 休憩します。

休 憩

（午後 1時47分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
（午後 1時51分）

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） どうもすみません。

はりきゅう等につきましては医師の同意書が必要ということであります。

また、柔整につきましては、医師の同意書は添付の必要がないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第91号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第92号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第93号 平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男君） 日程第15、議案第93号、平成20年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第93号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第94号 平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男君） 日程第16、議案第94号、平成20年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第94号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第95号 平成20年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）についてから

◎日程第19 議案第97号 平成20年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）
についてまで一括上程

○議長（美野勝男君） 日程第17、議案第95号、平成20年度紀美野町野上簡
易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第96号、平成2
0年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、及び日程第1
9、議案第97号、平成20年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）について
一括議題とします。

これから質疑を行います。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 美里簡水についてお聞きしたいと思います。

起債を700万起こしてということでございますけれども、これですね、具体的に、
大きなということではバイパスですね、これは町が負担しなきゃならんもんであるのか、
それについてお聞きしたいと思います。

（15番 美濃良和君 降壇）

○議長（美野勝男君） 水道課長、三宅君。

（水道課長 三宅敏和君 登壇）

○水道課長（三宅敏和君） 美濃議員の質問にお答えをさせていただきます。

美里簡水の方での県の工事であります補償工事でございますけれども、これにつきま
しては町負担は全くゼロでございますので、よろしく申し上げます。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) そうすると、歳入でこういうふうには補正額が通ったとありますよね。雑入で136万と、それから簡易水道債が700万と。

で、あとそれが結局負担が要らないということならば、結局どういうふうになってくるんですか、どっかで歳入があるわけですか。

○議長 (美野勝男君) 水道課長、三宅君。

○水道課長 (三宅敏和君) 美里バイパスの方につきましては、この簡易水道債を対象にしてございます。つきましては、利息については実質町費が要するというものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○15番 (美濃良和君) もう一回お願いします。

○水道課長 (三宅敏和君) 先行投資をいたします美里バイパスの分につきましては、簡易水道事業債を対象にしております。これにつきましては町費は要ります。

ただ、その県の補償工事につきましては要らないということで申し上げたんですけれども、先行投資の美里バイパスの区間につきましては、町単独事業でございまして起債を借って施工するというものでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第95号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（美野勝男君）　これから、議案第96号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第97号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20　発議第5号　紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について及び

◎日程第21　発議第6号　紀美野町議会全員協議会運営規程制定についてを一括上程

○議長（美野勝男君）　日程第20、発議第5号、紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について、及び日程第21、発議第6号、紀美野町議会全員協議会運営規程制定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を願います。

議会運営委員長、加納国孝君。

(議会運営委員長 加納国孝君 登壇)

○議会運営委員長 (加納国孝君) 発議第5号 平成20年9月25日

紀美野町議会議長 美野勝男様

提出者 紀美野町議会運営委員会委員長 加納国孝

紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び紀美野町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられました。このことにより、議会活動として全員協議会を会議規則に規定するものです。

今回改正の趣旨について、説明を行います。

議会において、審査や議会運営の充実を図る目的で協議や調整のための諸会議が設けられていますが、現行法上、正規の議会活動は本会議並びに委員会への出席や議員派遣などに限られてきたことから、全員協議会等への出席については、公務災害補償の対象外とされてきました。

今回の法改正によって、全員協議会の活動が正規の議員活動として位置づけられたことから、今後協議会の場への出席者は、公務災害補償の対象となったものです。

以上で説明を終わります。

次に、発議第6号 平成20年9月25日

紀美野町議会議長 美野勝男様

提出者 紀美野町議会運営委員会委員長 加納国孝

紀美野町議会全員協議会運営規程(案)について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項、及び紀美野町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出理由については、紀美野町議会会議規則に全員協議会の条項が設けられたことに伴う、紀美野町議会全員協議会運営規程を定めるものであります。

内容については、添付してあります規程を一読いたします。

第1条 この規程は、紀美野町議会会議規則第120条第3項の規定に基づき、紀美

野町議会全員協議会（以下「全員協議会」という）に関し必要事項を定めるものとする。

第2条 全員協議会は議長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

第3条 議長は職員をして会議の概要、出席者全員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第4条 全員協議会は、必要あるときは町長その他関係者の出席を求め、その意見を聞き、また質疑をすることができる。

第5条 議長に事故があるときは、または欠けたときは副議長が議長の職務を行う。

2 仮議長は、議長及び副議長とともに事故があるときは議長の職務を行う。

第6条に規程の施行に関して疑義が生じたときは、議長が定める。ただし、異議あるときは全員に諮って決める。

附則 この規程は平成20年10月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

（議会運営委員長 加納国孝君 降壇）

○議長（美野勝男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、発議第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

これから、発議第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長(美野勝男君) 日程第22、発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

発議について、委員長の審査経過、結果の報告をお願いします。

総務文教常任委員長、伊都堅仁君。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 登壇)

○総務文教常任委員長(伊都堅仁君) 発議第7号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての提案理由について説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、38年間にわたり総合的な過疎対策事業が展開されてきましたが、現行法が平成22年3月末に失効いたします。しかしながら、依然として過疎地域は公共的施設の整備水準が総じて低位にあるほか、生活基盤の弱体化が進み、地域コミュニティの崩壊による集落消滅の危機に瀕するなど、従前にも増して深刻な状況に直面しています。

よって、同法の失効後も地域の活性化を図る新たな対策が必要であるため、新過疎法の制定に向けて、政府、衆参両院、並びに関係機関省庁に提出するものであります。

意見書はお手元に配付のとおりであります。

これから、意見書(案)を朗読します。

新たな過疎法の制定に関する意見書(案)

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な事業が実施され、道路・生活環境との基盤整備や産

業の振興など、一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として若者の流出や少子高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活基盤の弱体化が進み、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域である過疎地域は、都市に対して食料や水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど、多面的・公共的機能を担っております。

過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することになるが、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化することが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣ほか別紙のとおりであります。

提出者は紀美野町議会議長名であります。

以上であります。全員のご賛同を賜りますようお願いいたします。

(総務文教常任委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

発議第7号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時12分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時22分)

◎日程第23 「旧美里町歳計外資金の調査」特別委員会調査報告について

○議長(美野勝男君) 日程第23、旧美里町歳計外資金に関する調査の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

旧美里町歳計外資金の調査特別委員長、伊都堅仁君。

(旧美里町歳計外資金調査特別委員長 伊都堅仁君 登壇)

○旧美里町歳計外資金調査特別委員長(伊都堅仁君) 紀美野町議会議長 美野勝男様

旧美里町歳計外資金調査特別委員長 伊都堅仁

旧美里町歳計外資金調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について調査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1項. 経過

平成19年2月、財団法人紀美野町ふるさと公社の会計監査において、旧美里町一般会計から支出されるはずのない入金が見つかり、紀美野町監査委員が金融機関に照会したところ、2月13日に回答があり、旧美里町における歳計外預金の口座の存在が明らかになりました。その後の調査を経て、平成20年1月9日及び18日の両日には、関係人である旧美里町収入役であった田下雅暎氏から、また24日には旧美里町長の段木

晃氏から、監査委員による聞き取り調査が行われました。

その調査の結果を3月5日、監査委員から議会議長あてに、監査委員として認めがたい7つの事項として報告されました。

監査委員指摘の事項

○平成11年5月に美里町元三役から引継がれた歳計外預金に関する書類を処分したことについて

○平成11年5月から平成17年12月31日までの町長在職中に、歳計外預金から支出した費用の根拠となる領収書などの関係書類の処分について

○平成17年12月29日に解約された口座、この番号が9497でありますけども、の解約金の行方について

○平成17年4月1日に町有財産を払い下げた件について

○平成18年1月1日以降に整備された、段木前町長宅へ通じる道路整備について

○平成14年1月1日から平成17年12月末までに現金の出金された現金の行方について

○平成13年12月14日、旧美里町大角地内で発生した自動車転落事故について
以上であります。

そして、3月6日、議会運営委員会において、特別委員会を設置すること、名称を「旧美里町歳計外資金調査特別委員会」にすることなどを採択して、議会に諮る事を決めました。

3月14日、平成20年第1回定例会において、発議第1号により、旧美里町歳計外資金調査特別委員会が発足する事になりました。委員定数は8人です。

2項. 委員会開会状況と証人尋問について

第1回委員会は、3月14日、委員長及び副委員長の選任と、今後委員会を開催する上で、必要に応じて随時勉強会を行うことなどを決定しました。委員名は次のとおりです。

委員長：伊都堅仁 副委員長：美濃良和、委員：田代哲郎、新谷榮治、小椋孝一、西口 優、前村 勲、加納国孝。

第2回委員会は、3月28日、関係各団体、これはかじか荘、町内ゴルフ場、百貨店について資料の請求を行うことを決定し、また、今後実施する証人尋問について、その対象者の特定、及び開催方法等について協議を行いました。

第3回委員会は、次回委員会で証人尋問を実施することとし、対象者を旧美里町長、

小馬場俊彦氏、同元助役、東克彦氏、同元収入役、福嶋昭文氏とすることを決定しました。

第4回委員会は、4月7日に開催し、証人尋問を実施しました。しかし、小馬場氏が入院中であり、診断書の提出があったため、委員会においてこの理由を審議し、正当であると認めることとしました。

東氏、福嶋氏については、問題となっている旧美里町歳計外資金の原資について、旧町での本資金に対する認識、取扱方法等について尋問を行いました。また、本資金から振り込みにより支払われているものについて、その内容を把握するため、各金融機関に口座名義人の住所などの照会をすることとし、その振込先に対して、その金員の振り込まれた内容について照会を行うことを決定しました。

第5回委員会は、5月13日、小馬場氏の入院先に委員派遣を行い、委員長及び副委員長が出席することを決定しました。また、同氏に対し書面による尋問を行うこととし、その内容について協議しました。また、資料の内容を判別するため、関係機関に調査を依頼することを決定しました。

第6回委員会は、5月15日、小馬場氏に対する書面による尋問の内容等について、協議を行いました。また、新たに振り込みによる出金が確認できたため、その口座名義人の住所等を金融機関に照会すること、振込先についての内容について資料を請求することを決定しました。

第7回委員会は、6月26日、先の決定に基づく委員派遣についての結果報告と、小馬場氏からの、書面による尋問の回答についての報告を行いました。また、次回の委員会において、旧美里町収入役、田下雅暎氏の証人尋問を行うことを決めました。

第8回委員会は、7月8日に開催し、田下氏の証人尋問を行いました。同氏は住所氏名など人定質問以外の宣誓、及び証言を拒否しました。収入役としての事務取扱についてのみ尋問を行いました。それでも証言を得る事はできませんでした。

また、同日、第9回委員会を開催し、次回委員会において、旧美里町議会議員向井中洋二氏（現紀美野町議会議員）、及び町民1人を証人尋問することを決定しました。

第10回委員会は、7月25日に開催し、向井中氏及び町民1人の証人尋問を行いました。町民の尋問については秘密会としました。また、次回委員会において町民2人を尋問することを決定しました。

第11回委員会は、7月30日に開催し、町民2人の証人尋問を行いました。また、

次回委員会において、旧美里町長段木晃氏の証人尋問をすることを決定しました。

第12回委員会は8月18日に開催し、段木氏の証人尋問を行いました。なお同氏についても、住所氏名など人定質問以外の証言を拒否し、歳計外資金については、田下氏同様証言を得ることはできませんでした。

第13回委員会は、8月26日に開催し、旧美里町助役宗和重行氏、及び岩出市の事業者1人の証人尋問を行いました。

第14回委員会は、9月18日に開催し、平成20年第3回議会定例会での特別委員会の報告についてを決定しました。

勉強会については必要に応じて随時開催し、委員会の運営方針の調整、尋問の質問事項についての協議、日程の調整、町総務課特別対策室との協議等を行いました。また、参考人については4人召致し、当時の行為についての具体的な内容などについて聞き取りを行いました。

委員会、勉強会及び証人尋問についての報告は、以上のとおりであります。

3項. 小馬場氏に対する質問とその回答

小馬場氏の証人尋問が、病気による入院のために行えませんでしたので、書面による尋問、及び委員長及び副委員長の派遣による聞き取り調査を実施しました。

内容については、①なぜ裏金ができただのかについて、「昭和28年の大水害によるその後の復興事業と、昭和30年の5村合併に伴う各区長からの陳情に基づくさまざまな土木事業が継続的に行われる中で、28年のような大災害の際、緊急に役立つようにと寄附金が寄せられたのが始まりであり、土木事業が連続的に行われたことに従い、継続化していったものであります。小馬場氏も、前町長から引き継いだものであるが、歳計外で管理していることを積極的に正そうとはしなかった。ただし、一度も強制したりしたことはなく、あくまでも善意の寄附金と考えていた。寄附は、高度成長期からバブル期までは続いていたようである。また、利子などで増えたと聞いているが、歴代収入役が管理運用し、詳細は彼らが掌握していた」ということであります。

②、引き継ぎについては、町長事務引継書にサインを交わす形式的なもので、段木氏とは何の会話もしなかった。文書には、帳簿や書類の目録、これから行わなければならない事業項目などがあったが、裏金については記憶がなく、記載されていなかったのではないかと思う、とのことでした。

③、この裏金が公金か私金かということの小馬場氏の認識について、またどのように

扱い、使われたのかについては、「公金か私金かなどと議論されることが全く納得できない。町が管理している金は公金である。収入役が保管し、公印で出納していることが何よりの証拠であると。できた経緯については、さきに述べたとおり、業者からの善意の寄附金、使用については独断で行ったことはなく、少なくとも三役で、場合によっては担当課長、有力議員などと必ず相談して決めた」、とのことでした。

④、それ以外のことについて、「福嶋氏は細かい所まで記帳していたので、それがあれば」、というのは書類のことですけれども、「裏金がどのようにつくられ、どのように使われたのかすべてわかるのに、裏金の帳簿類など証拠書類の焼却されてしまったとされることについては非常に残念に思う」、と嘆いていました。

歳計外資金の帳簿等証拠書類が田下氏によって焼却処分されていることが、本資金の調査の支障になっていることは言うまでもありませんが、小馬場町長時代に町指定金融機関が和歌山県信用金庫から株式会社紀陽銀行に移行されていて、金融機関の記録がとれないため、確証のある調査はほとんど不可能な状況です。小馬場氏、福嶋氏の証言から概略的なことを憶測するほかありませんが、ほかからの情報や現存する記録など重ね合わせてみて、おおむね真実が述べられているものと考えます。

第4項. 歳計外資金の口座の内容と用途について

歳計外預金口座は「9497」、「10932」、「33697」の三つの口座です。このうち「33697」は契約保証金の一時預かりの口座で、本来は正規に保管されるべきものですが、歳計外預金口座で扱われ、平成12年7月31日から平成17年12月19日まで使用され、入出金総額は3,009万8,757円、帳簿類・証拠書類については他の裏口座のものと同様、処分されたとされています。

「10932」については、平成11年5月6日に開設され、段木町長時代になってからは、現金による出金も35回あり、特に平成11年7月1日、田下氏が収入役に着任し、収入役職務代理者であったものが他の部署に移動した日に現金10万円出金しているのは、当初から裏金の現金出金を考えていたものであろうと思います。

平成12年10月11日、口座残金81万8,833円を「9497」に移し、それ以降は、一般会計から発注された公共工事が年度末になって完成しなかった場合、未完成工事代金を入金しておく専用口座のように使用されています。なぜ繰越明許等正規の手続をとらなかったのかは、段木・田下両氏の証言拒否によって不明です。

入出金総額は1億313万4,833円、平成17年12月19日に27万3,577

円を「9497」に移行して、解約しています。「9497」については、平成11年5月6日に開設され、平成12年10月以降は、ほとんどの現金出金や振り込みについては、この口座から行われています。入出金総額3億2,865万3,382円、平成17年12月29日、696万2,130円を現金で出金し、解約されています。このことについては、段木氏が保管していること以外については不明であります。

振り込みによる出金については、調査不能なごく一部を除くほか、ほぼすべての振込先の特定がされています。その大半については、振込理由の解明がされています。詳細については後述しています。歳計外資金の総額について、福嶋氏は、引き継ぎ時の金額について2億円ぐらいと証言しています。一時引き継ぎした職務代理者の話では、1億円台で、2億円はなかったと述べています。小馬場氏は約2億円と証言し、東氏の預かっていた8,300万円については知らないと述べています。収入役の職務代理者も恐らく同様で、なおかつ証書の額面のみの計算での金額ということではないかと思えます。段木氏が、小馬場氏をはじめとする旧三役とで7,000万円ずつ計2億8,000万円弁償して解決したいと申し入れたことから考えても、引き継ぎ時の金額は、東氏預かり分を加えて約2億8,000万円だったと考えるのが妥当ではないかと思えます。

ただし、実際には「10932」の実質的な出金総額が4,950万円、「9497」の出金総額が約3億1,260万円、合計約3億6,210万円で引き継がれたと思われる金額よりもはるかに多額であります。

第5項. 川フグ事業について

毛原宮古垣内地内にある養魚場の土地の地権者との賃貸借契約は、平成14年12月に行われ、契約年数は10年間、契約金額60万円については歳計外預金口座から一括で支払われ、「財団法人美里町ふるさと公社 理事長 段木晃」で契約書を交わしています。

関連工事は計5回、すべて岩出市の業者に、随意契約で発注しています。最初の分は、段木晃個人名で注文書として発注していますが、後の4回については、「美里町長段木晃」で契約書を締結しています。総額約1,100万円です。ほかに、ビニールハウス建設工事として約330万円、別の業者に支払っています。

このほか、県外の水産業者にナマズの稚魚代として、計3回、金額で約249万円支払っています。また、ナマズのえさ代で計3回、金額で約38万円。飼育と運搬を請け負ったとされている晃洋水産関係に約223万円、全部で約2,000万円の出金がさ

れています。

関係者の向井中氏の証言では、ほぼ試食的な出荷で終わってしまい、本格的な大量出荷に至らなかったということでもあります。

工事については町長名で契約を締結しており、公共事業ということになります。目的としては、かじか荘の名物をつくりたいということであったようですが、かじか荘自体は、試食に協力した以外何の責任も持っていませんし、晃洋水産についても、向井中氏は、責任者であることも事務所を自宅に置いたことも、明確に否定しています。事業主体も不明確で、責任者もいない。公共団体が行う事業としては、公共性、公益性もなく、確実性もありません。ベンチャービジネスにしては、研究や努力が全く不足しています。既に取り扱は打ち切られ、養魚場の屋根はつぶれ、稚魚もなく、完全に放置された状態になっていますが、この事業のために歳計外資金から出金された約2,000万円については、一体誰が責任を負うのか、段木氏より証言を得られなかったことが非常に残念であります。

第6項. 歳計外資金からの工事発注について

歳計外資金から工事代金として出金された金額は、約8,863万円が確認できています。

主だったものとして、岩出市の事業者に対して、平成14年10月11日から平成17年12月5日までの間に、計17件、金額で約5,200万円の公共工事を発注しています。内容は、段木氏が選挙事務所用地としていた旧美里町役場向かい側の個人所有の土地の造成、前述の川フグ事業の関連工事が5件、かじか荘の関連工事が10件、これはリネン室増築工事、倉庫の新築工事、会議室改装工事、1階便所改修工事、発電機移設工事、スロープ設置工事、風除室設置工事、遊歩道ゲートフェンス設置工事、環境整備工事が2件、ということでもあります。その他、1件60万円のものがあります。工事請負に関して、すべての工事に見積書を提出したということですが、入札などは行われず、ほぼ見積もりどおりで、工事請負契約が締結されています。

また、町内の1事業者に対して、平成14年3月11日から平成16年11月4日までの間に、計11件、金額で約1,532万円の公共工事を発注しています。内容は、国吉地内の水道工事、山根池横井戸タンク移設工事、山根池歩道工事、真国若草広場進入路拡幅工事、ごみ処理場フェンス設置と町道大角津川線改良工事、セミナーハウス屋根改修の追加工事、及び農村溝掘削工事、ごみ処理場境界明示工事、花折坂排水管コン

クリート工事、花折坂排水管入替工事であります。真国若草広場進入路拡幅工事を除き、工事請負契約書は確認できませんでした。また、入札も行われず、ほぼ見積もりどおりの受注をしたとのことでした。

業者の案内で、工事現場11カ所の現地調査を行い、確かに工事が行われていることを確認しました。しかしながら、前述のかじか荘などの工事等含め、すべての工事が見積もりのみで発注されていることが確認できています。

結果としては、ほぼ見積もりどおりの100%での随意契約であった理由については、段木氏の証人尋問での証言を得る事はできなかったため、詳細を把握することができませんでした。

7項. 歳計外資金による土地購入と物件補償について

歳計外資金から出金された土地購入代金、物件補償費などについては、わかっているものだけでも約1億506万円にのぼります。

主だったものとして、塵芥処理場の用地の5人の地権者、ゲートゴルフ場増設用地の2人の地権者、菅沢のかじか荘に隣接する宅地と山林の地権者、その他4人の地権者からの土地購入については、すべて土地売買契約を締結し、土地代金を歳計外資金から支払いながら、登記原因寄附により登記され、町へ所有権移転が行われています。

当時の担当者の1人は、かじか荘に隣接する宅地については土地交換契約により取得しており、寄附登記の件については知らなかったと述べています。段木氏は、監査委員の質問に対し、寄附については自分の考えで行ったと答えていますし、土地代金の出金に関しては収入役が行っていました。

地権者がどれほどの意識でそれに同意し、土地売買契約を締結する一方で寄附登記承諾書に押印したかはわかりませんが、元地権者にこのような行為を行かせたとすれば、段木氏には重大な責任があります。

また、資源ごみリサイクルセンターの用地提供者5人に対しての、歳計外資金からの振り込みについては、一般会計から、土地売買により地権者に支払われた土地代金に係る所得税分を補てんしたものであることがわかっています。金額で約258万円です。

大角の1地権者に支払われた1,461万4,500円については、国道370号、大角地区迂回路用地及び道の駅用地として、他の3人の地権者の分と同様に支払われたものであります。うち、バイパス分の用地の支払いについては、工事の計画が中止されたため、他の3人の地権者と同様に返却されたものといわれていましたが、その後の調査

で、実際には、その地権者が全額を段木氏個人の口座へ返却していたことがわかりました。この個人口座から、かじか荘の備品や工事の代金、地権者の住居移転のための前の建物の撤去費用、及び段木氏の選挙事務所の備品リース代など、段木氏の指示でそれらを一括請求し、合計399万2,520円が、その地権者に振り込まれています。

また、宅地の国道に隣接する部分約10坪を、土地売買契約に基づき町長名で取得し、土地代金71万160円をその個人口座より支払っていますが、登記手続等は行われず、前地権者所有のままとなっています。そのほか、その地権者の井戸の移築費用99万4,000円を、その個人口座より支払っています。この国道の拡張工事については、県事業であり、町が独自で追加補償することは必要ないと考えられます。

その後、段木氏の個人口座は、残金を数回に分けて出金し、解約されています。

8項. 接待・贈答に関する支払いについて

百貨店からの贈答について、名簿と内容の提出を求めたところ、平成15年以降のものについてしか記録が残っていないとのことで、平成15年に2回、16年に2回、17年に1回の計5回の分が確認されています。名簿には、住所も併記されているので、誰であるかは特定できるものです。

贈答に関しては、約160人に、延べ475回、1回平均95人に5,000円から6,000円の果物が送られています。

ゴルフ場の1万円優待券については、約270人が使用しています。この場合、名前と利用年月日しか記録がないので、誰であるかの特定は難しいのですが、かじか荘での利用者や百貨店での贈答品の送り先と、同姓同名の人も確認できています。

かじか荘事務長の個人口座への2度の振り込みについて、口座は、段木氏の命令で開設したということであります。1度目は、平成13年11月22日に、54万円振り込まれています。11月28日、かじか荘職員の食事マナーの研修という名目で、某レストランに26万5,000円支払っています。12月21日、残金27万5,000円を段木氏に現金で渡したということです。2度目は、平成14年8月27日に160万円が振り込まれ、9月2日に、110万円がかじか荘の2万円クーポン券55枚を購入、残金50万円を段木氏に現金で渡したということです。

某レストランのペア食事券1万4,000円105枚分、計147万円支出されていますが、名簿などはないということで、人名、利用度などは不明です。

かじか荘について、2人で1泊するクーポン券、1枚2万円を100枚ずつ200万

円分、平成15年6月、平成16年6月、平成17年5月にそれぞれ購入し、合計600万円、前述のかじか荘事務長への依頼分110万円を含めて、710万円がクーポン券に支出され、355枚のクーポン券が発行されています。そのうち、175枚分が利用されています。宿泊や食事などの利用については、平成13年2月22日から平成17年6月11日までに計49回、447人、金額にして約266万4,000円使われています。49回のうち39回については、酒を提供する会食であったことが確認できています。

9項. 監査委員からの指摘事項について

○平成11年5月に美里町元三役から引継がれた、歳計外預金に関する書類を処分したことについて

○平成11年5月から平成17年12月31日までの町長在職中に、歳計外預金から支出した費用の根拠となる領収書などの関係書類の処分について

段木・田下両氏に対して証人尋問を行いました。処分した理由等については証言を得る事ができなかつたため、これ以上の調査はできませんでした。

しかし、両氏が書類を処分しなければ、どのような目的で歳計外資金がつけられたのか、原資は何であったのか、また何に使用されたかなど、すべてを明らかにできたことは間違いありません。

○平成17年12月29日に解約された口座、これ番号が「9497」の解約金の行方について

この件についても、段木・田下両氏から証言を得る事ができなかつたため、これ以上の調査はできませんでした。しかしながら、報道や監査委員からの報告で、段木氏がお金を使用せず、自宅の金庫において管理しているということが判明しています。当時段木氏は「町からの返却申し出があれば、それに応じる」と、新聞記者の質問にも答えていました。このことから、本来この資金がどこに帰属すべきものを、段木氏自身が自覚していたものと考えられます。

○平成17年4月1日に町有財産を払い下げた件について

この件については、毛原宮字明賀口の公有財産を払い下げた事について、払い下げを受けた者に対し関係書類の請求を行ったところ、土地売買変更契約に関する契約書や領収書が提出されました。これらを精査し、向井中議員の証言とつき合わせても、これら土地変更契約に係る変更契約分の支出が歳計外資金から支出されたことは、確認できて

います。

○平成18年1月1日以降に整備された段木前町長宅への通じる道路整備について
大角の1地権者に支払われた国道大角バイパス、及び道の駅用地取得に係る歳計外資金の振り込みについては、実際には、その地権者が全額を段木氏個人の口座へ返却されたことは前述のとおりであります。段木氏は監査委員の質問に対し、その返却された資金から、自宅に通じる道路の工事代金約700万円を支払ったと述べています。ただし、本件についても、証人尋問では、町からの刑事告訴を理由に証言を得る事はできませんでした。

また、町外地権者3人の共有名義の土地である大角字柿ノ戸21番2、宅地の寄附採納願があり、同原因による所有権移転登記が行われていますが、実際は、売買契約を締結し、歳計外資金より土地代金及び物件補償費が、地権者へ出金されていました。土地の用途は、段木氏宅他への国道からの連絡道路の敷地として使用されており、上記道路が敷設された事が確認できています。

○平成14年1月1日から平成17年12月末までに
出金された現金の行方について
監査委員からの指摘事項では、上記期間内における出金についての確認ということでしたが、その後の特別委員会の調査で、歳計外資金からの出金については、確認できた資料の範囲内では、平成11年5月より約5,800万円の出金を確認されています。その用途については、段木氏、田下氏からの証言を得る事ができなかったため、内容を把握する事はできませんでした。

○平成13年12月14日、旧美里町大角地内で発生した自動車転落事故について
この件について、段木氏が車の補償金として796万円を、自己の財産より支払ったと、当時の担当課長が証言していました。しかし、自動車販売会社に対する本委員会からの資料の請求に対し、自動車購入費として歳計外資金から出金されていたことが確認できています。

10項. 歳計外資金の認識について

本委員会の質問に対し、寄附者の1人は、「町への寄附である。町のためにと意識で町を信頼して行った。個人に対して寄附することは全くなかった。寄附はバブル期まで続き、段木町長時代には全く行わなかった。今回の件については全く想定外のこと、非常に心外だ」と証言していました。このことから、寄附が町のために行われてきたことであり、決して個人のための寄附ではなかったことが確認できました。

また、歳計外資金は歴代収入役が管理していたとのことであり、平成11年6月に福嶋元収入役から収入役職務代理者へ、同年7月に、さらに田下元収入役へと引き継がれています。当時の収入役職務代理者の話によれば、いずれも立会人を排除して、無言で引き渡しをしたとのことであります。引継書は一枚の目録書で、福嶋氏から渡されたものを、そのまま田下氏に引き継いだという事であります。

福嶋氏は証言で、「自分で裏金は公金だとか、公金でないんだと言うようなことは思ったこともない。ただ個人のお金でない、町の大切なお金であるという、この認識把握の仕方だけはひとつも動きなしに任期中ずっと持ち続け、記帳もきっちりやってきたものでございます」と述べています。

小馬場町長時代の使われ方として、「歳計外資金の支出命令は、独断で行ったことはなく、少なくとも三役で、場合によっては担当課長や有力議員と相談して決めた」とのことでした。運用についても、ほぼ毎年、当初予算において一般会計に寄附金で計上され、平成3年には、庁舎建設のために約6億円拋出されたことがわかっています。

段木町長時代でも、歳計外資金の管理は収入役が行っていたこと、出金については段木氏の指示のもとに、公金扱いとして振り込まれていたこともわかっています。

小馬場氏の支出方法に対して、段木氏は独断で使用しています。

11項. 町への提言

事件の再発防止については、職員の意識も当時とは変わっていますし、内部告発も法的に保証されています。ただし、今回の事件のような公文書、あるいはそれに類する帳簿類、書類を勝手に持ち出したり処分したりするようなことが起こらないような管理体制のあり方や、外部監査の導入も含め、チェック機能の充実を図ることなど、外部からの意見も取り入れ、検討していく必要があるだろうと考えます。また、職員の資質研修等も必要と考えます。

土地売買や工事代金を算出し、過剰な支払いについてはその差額を支出者、これは段木氏に対してなんですけども、請求してください。

大角字日浦の国道370号沿いの土地について、売買契約が成立しているにもかかわらず、移転登記が行われていません。早急に対応すべきものと考えます。

神野市場字南山の塵芥処理場内において、町所有の土地の一部が未だに柿畑として、実質個人に使用させています。これについても早期に解決すべきと考えます。

本委員会の調査資料に基づき、関係機関への上申書の提出を行っていただきたいと考

えます。

すみません。少数意見の報告書の提出がありますので、朗読をいたします。

提出者は、委員、美濃良和、委員、西口 優、委員、田代哲郎。

本委員会は調査を続けてまいりましたが、いまだに裏金が小馬場氏から段木氏に移った金額と、段木氏が使った金額の差の数千万円がわかりません。また、証人として尋問をしなければならない人物はいると考えます。

一たん委員会を閉じてしまえば、100条委員会という強い権限を持つ機関はなくなってしまい、今後新たな問題が発覚しても、追求は困難になります。

よって、調査を続行すべきであります。

以上です。

(旧美里町歳計外資金調査特別委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (美野勝男君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番、仲尾元雄君。

(9番 仲尾元雄君 登壇)

○9番 (仲尾元雄君) 委員長に質問いたします。

長期期間にわたって、旧美里町歳計外資金の調査を、ご苦労さんでございました。今、大体の報告がなされましたが、少数意見ということで、これ出されておりますけども、一応調べができるところまで終わったので、解散するのかということを知りたいと思います。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 委員長、伊都堅仁君。

休憩します。

休 憩

(午後 3時03分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時04分)

○議長 (美野勝男君) 調査特別委員長、伊都堅仁君。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 登壇)

○調査特別委員長 (伊都堅仁君) 委員会としてですね、全容解明ができたかというのと、結構ほど遠い状態です。田下氏、段木氏の喚問が拒否されたために、現金の使途と、もう一つは小馬場氏から段木氏に引き継いだときの2億8,000万が何で3億6,000万に増えたのかというようなことについては、この二人以外は知らないことなんです。

で、そのことが証言拒否によってわからないということは、もう当然大きな部分についてわからないということになりますんで、全容解明というのはほど遠い状態です。

ただし、一応監査委員から、その100条委員会に対して、これについては絶対調べてくれよと言われた第三者に対する調査については、大体対象者120人ぐらいおったんですけども、1人を除いてすべての調査が終わりました。

ということで、私の考え方としては、解散が妥当やろというふうに考えております。以上です。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 9番、仲尾元雄君。

○9番 (仲尾元雄君) 大事なですね、段木元町長、そして田下収入役の証人喚問が得られなかったということですね。もともと段木元町長は、議会を軽視するどころか無視をしておったというようなことも、自分で言っておられましたが、全く、この100条委員会というものが機能しなかった。ある程度まではわかったんですけど、機能しなかったということについて、もうこれ以上やっても、さきに結局告訴したので、告訴されておるので証言を拒否したということだったんですけども、これは罪にならないのか。証言拒否というんですか、そういう罪で告発しないのか、その辺を委員長に聞きます。

○議長 (美野勝男君) 調査特別委員長、8番、伊都堅仁君。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 登壇)

○調査特別委員長 (伊都堅仁君) 証言拒否に対して告発ですね、告発については、委員会でも十分検討したわけですけども、告訴しているという状況があって、その告訴をしているということが、証言をしていくことによって、訴追や処罰の原因になるというようなこともあるので、なかなか「正当な理由なく」ということは言いがたいところもあります。

それで、いろいろ検討したんですけども、告訴を見合わせた方が得策ではないかという意見が多数を占めまして、一応今回については告訴しないということに決めました。

以上です。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 降壇)

○9番(仲尾元雄君) わかりました。

○議長(美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

(3番 北道勝彦君 登壇)

○3番(北道勝彦君) これでね、ナマズを飼っていたちゅうんやけど、これどこに使ってたかね、かじか荘で使っていたと、水炊きに使っていたとかよ、こういうこと書かかなんだら、いっこも、ただもうこれつくったとか、ほしてまたこの「旧美里町役場向かい側の個人所有の土地の造成」と書いてあるけど、これなぜ、これ僕の土地やしょう。ただで貸しちゃった、役場へ。そしてこれつくってるの知らなくて、できる寸前にわかったんやけどね、こんなことね、旧美里町役場、「向かい側の個人所有の土地の造成」と書いたらよ。なんかおまえ、全然、僕はただでずっと貸しちゃったんやけどね、そんなことやっぱりちょっと入れてもらわなね。このナマズのことも、かじか荘が水炊きに使っていたということを言うてもらわなんだら、もう100%これ、何か町のことに使うたということじゃなしに、全面的に悪いというような書き方してるけど、もうちょっと明細ちゃんと書いてもらわな、こらわからんな。

(3番 北道勝彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 調査特別委員長、8番、伊都堅仁君。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 登壇)

○調査特別委員長(伊都堅仁君) 調査はですね、調査主体というのが、100条委員会の方が調査主体があるわけですけども、自分とこに必要なことを調べるわけです。要するに、必要なこと以外のことについては調べません。

ですから、それについても、表現も、もっとたくさんいろんな調査結果というのはあるんです。でも、全部それを出さないと、必要なことしか出さないということです。

そういうことをご了解いただきたい。

以上です。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

○3番（北道勝彦君） 今、僕が言うたようにね、これじゃ全然わからん。100%悪いように書かれちゃう。そういうふうにしかとれやんでしょ。

ほいでね、要するにこんなこと僕はされておいて、大きな迷惑でしょう。このことに関してもよう。ほいで、これやったら、何かおかしいなあと思うね。もうちょっと明細書いてもらわなったら、これじゃ住民が見てもわからん。かじか荘に一部使われていたんなら、使われていたということを、やっぱり書かなあ、全然わからん。

○議長（美野勝男君） 調査特別委員長、8番、伊都堅仁君。

○調査特別委員長（伊都堅仁君） まあ明細は必要であれば添付しますけども、明細をつけると膨大な量になりますんで、報告書としてはこれで十分やと思います。

また、北道さんの土地についてどうのこうのということは、別に北道さんの土地ということは言うてないと思う。

○3番（北道勝彦君） しかし、そやけどかじか荘のこともあるでしょう。

○議長（美野勝男君） 静かに願います。

○調査特別委員長（伊都堅仁君） かじか荘のナマズの件とか、それで、調査の報告書としてはそれで十分であるというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、旧美里町歳計外資金に関する調査の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、お手元に配りました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 8名で、同数であります。私は委員会報告に賛成いたします。

したがって、旧美里町歳計外資金に関する調査の件は委員会報告のとおり決定しました。

これで、旧美里町歳計外資金に関する調査を終了します。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時15分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時15分)

◎日程第24 議員派遣について

○議長（美野勝男君） 日程第24、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第120条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第25 閉会中の継続調査の申し出についてから

◎日程第27 閉会中の継続調査の申し出についてまで一括上程

○議長（美野勝男君） 日程第25、日程第26、及び日程第27、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、第75条の規定によってお手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第28 委員会の継続審査の申し出について

○議長(美野勝男君) 日程第28、委員会の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第3号、防災ヘリポート及び救援物資備蓄の設置については、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第29 委員会の継続審査の申し出について

○議長(美野勝男君) 日程第29、委員会の継続審査の件を議題とします。

平成19年度紀美野町決算審査特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第69号から議案第78号までの10件については、会議規則第75条の規定によってお

手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

先ほどの日程第23の「起立」は8人です。8対7で賛成多数となり、私の賛成は申すまでもなかったということでもあります。

訂正いたします。

ここでしばらく休憩します。3時45分から再開します。

休 憩

(午後 3時20分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時45分)

◎追加日程第1 発議第8号 旧美里町歳計外資金調査記録提出拒否に対する告発決議(案)の提出について

○議長(美野勝男君) 追加日程第1、発議第8号、旧美里町歳計外資金調査記録提出拒否に対する告発決議(案)の提出についてを議題とします。

説明を求めます。

旧美里町歳計外資金調査特別委員長、伊都堅仁君。

(旧美里町歳計外資金調査特別委員長 伊都堅仁君 登壇)

○調査特別委員長(伊都堅仁君) 発議第8号 平成20年9月25

日

紀美野町議会議長 美野勝男様

提出者 旧美里町歳計外資金調査特別委員会委員長 伊都堅仁

旧美里町歳計外資金調査記録提出拒否に対する告発決議(案)の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

告発理由

旧美里町歳計外資金調査特別委員会は、地方自治法第100条第1項の規定により、支出照会事務に関する調査を行うため、紀美野町大角130の2、仲岡照一氏に対し記録送付要求を行ったが、正当な理由がないのに、いまだに回答が提出されないため、地方自治法第100条第9号の規程に従い告発するものである。

以上、説明とします。

(旧美里町歳計外資金調査特別委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) 説明が終わりました。

これから、発議第8号について質疑を行います。

ありませんか。

9番、仲尾元雄君。

(9番 仲尾元雄君 登壇)

○9番(仲尾元雄君) 100条委員会が資料提出を拒否されたということなんですけども、どういうこと、こういう資料が欲しいということですね、誰がお願いに行って、どのぐらいお願いをして、その資料を提出してくださいというて、そういう大体努力したんか、たまたまその人がめんどくさいからせなんだんかもわからんし、こういうことで大したことなかったらですね、これ、告発までせんなんものか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長(美野勝男君) 調査特別委員長、伊都堅仁君。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 登壇)

○調査特別委員長(伊都堅仁君) 一応調査の最初の分というのは、全部文書で送っています。この件についての調査ですので、内容を送付してくださいということをお願いしてるんですけども、その後も、各委員から何回か連絡をしていただいたみたいなんですけども、回答が寄せられなかったと。どうも感情的になってて、提出を拒否してるというような状態です。

ということで、もう期日が来ましたんで、提出をさせていただきました。

以上です。

(調査特別委員長 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) 9番、仲尾元雄君。

○9番（仲尾元雄君） 今、聞いたんですけども、やはり協力していただく町民がですね、まあ言うたら町民なんです。それが何で、幾らの金であったんか知らないんですけども、何かを、土地を売ったんか、土砂を売ったんか知りませんが、そういう人が、めんどくさいから、もうそういう文書で回答しないというだけでですね、こういう告発をするというほど大層なことをしなきゃいけないもんかなあと思うんですけどね。

そして、ましてもう今、その大した調査でないというたら悪いんですけども、もう大体明らかになってるようなことですね、そこまでせんなんもんかなあと思いますので、いかがかと思うんですけどね。

○議長（美野勝男君） 調査特別委員長、伊都堅仁君。

○調査特別委員長（伊都堅仁君） ご意見はよくわかりますけども、これは地方自治法第100条第9項の規定で、正当な理由なく証言拒否とか資料の提出拒否をしたものについては告発をしなければならないということになってますんで、その規程に従って行うということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから、反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、発議第8号を採決します。

発議第8号に対する委員長報告は採決です。

この採決は起立によって行います。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男君） 起立多数です。

したがって、委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、記録が提出された時点で、発議並びに告発は取り下げることになります。

◎追加日程第2 発議第9号 向井中洋二君の辞職を勧告する決議（案）について

○議長（美野勝男君） 追加日程第2、発議第9号、向井中洋二君の辞職を勧告する決議（案）についてを議題とします。

向井中君、退席願います。

（向井中洋二君 退席）

○議長（美野勝男君） 説明を求めます。

提案者、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 先ほど来、この報告書が出てる中で、同僚議員の向井中洋二君に対する1件がたくさん出てまいりました。

同僚議員でありますので、こういうことは誰しも行いたくないと思いますが、しかし議会として、これは議会の権威を守るということで進めていかなければならないというふうに思います。

そういうことから、私の方から提案をいたしたいと思います。

発議第9号 平成20年9月25日

紀美野町議会議長 美野勝男様

提出者は、私と田代哲郎議員です。

向井中洋二君の辞職を勧告する決議（案）の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

時間の都合上、私の方からこの決議（案）を読み上げさせていただきます。

向井中洋二君の辞職を勧告する決議（案）

旧美里町時代の裏金問題を調査する中で、向井中洋二君はこの資金を使った町からの仕事を300万円あまり受注していました。

向井中君は、このことに関し証人尋問で、「裏金とは知らなかった。精査できなかった」と証言しています。しかし、裏金であれ、表の一般会計からの支出であれ、町から請負してはならないことには変わりありません。地方自治法第92条2項は、議員は当該自治体に対し請負をしてはならないと、厳しく戒めています。

議会議員に対し有権者の期待は高く、それにこたえる真摯な姿勢が肝要です。旧美里町から紀美野町になり、1回の選挙は済んでいますが、政治的な責任は残ります。

よって、向井中洋二君に辞職を勧告いたします。

以上発議する。

平成20年9月25日

海草郡紀美野町議会

以上です。よろしくお願いいたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 説明が終わりました。

これから、発議第9号について質疑を行います。

9番、仲尾元雄君。

(9番 仲尾元雄君 登壇)

○9番(仲尾元雄君) 提出者に質問いたします。

向井中洋二君がですね、この資金を受け取った額が300万となっておりますが、100条委員会ですっかり調査していただいたと思いますので、その内訳を聞かせていただきたいと思います。

以前、向井中君に聞いたところによりますと、えさ代、電気代、他の人を雇った人件費、果たして向井中君の手元に、実際の手取りとして幾らの金が入ったのか、そこまで明らかになっていると思いますので、その内訳を聞かせていただきたいと思います。

そして、少なければ、兼業と言えるかどうか、兼業というのはやっぱり年収の何パーセントとかってなってると思います。枠があると思うわけです。それに該当するかどうかを聞かせていただきたいと思います。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長(美野勝男君) 休憩いたします。

休 憩

(午後 3時56分)

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時05分)

○議長(美野勝男君) 提案者、15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) 一応ですね、知らせていただいたんですが、平成15年

に50万2,693円、16年に130万115円、17年に168万952円というふうになっています。

ただですね、議員のこの、92条の2項ですね、これは、要するにやめるかやめやんかど。それはここに書いていますように、議員としての政治的、道義的な問題として、この問題を提案しているわけであります。

ここで、その請負をしてるということについて失格と、議員を失格ということについての提案ならば、いろんな判例ですか、それとも関係あるか知りませんが、要するに道義的責任の問題として、議会はこういうことについてこのように考えると、こういうふうに態度をあらわしていかなくやならないと、このように考えます。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 14番、鷺谷禎三君。

(14番 鷺谷禎三君 登壇)

○14番 (鷺谷禎三君) この件は、議員の身分にかかわる重大な議案であるので、お尋ねいたします。

請負の実態は、町からの正式な受注だったのか、そのところの受注の経緯についてお聞きしたいと思います。

(14番 鷺谷禎三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 提案者、15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番 (美濃良和君) それでは、お答えしたいと思います。

確かに大事な問題であると思います。しかしですね、議会としての態度というものも大事であると、このように考えます。今ここに100条委員会が、もう報告書が認められて、解散になっていくわけですね。で、一つのけじめとして、私はつけていかなくやならないというふうを考えます。

で、その資料等ですね、要するに口座から口座にわたったと。裏金の口座から、こちらの向井中議員の移ったという数字を今申し上げてるわけで、そういうことでありますから請負があったと、このように私たちは認識しているわけであります。委員会としても。

でありますから、そういうふうな請負をしてはならないということから、その道義的な責任を、議会として向井中君に求めると、そういうことであります。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 14番、鷺谷禎三君。

○14番(鷺谷禎三君) その正式な何というか、段木町長としてのあの不正の受注であったんか、それとも1個人の段木氏としての話やったんか、その経緯をはっきり聞かなね、これやっぱりこうして書かれちゃった、このやっぱり、町から来て請負しちゃったら、あんた書いてるように、地方自治法の92条の2項で、やっぱり禁じられてあることをしたら悪いわな。

そのこのところを正式によ、説明願いたいと思います。

○議長(美野勝男君) 提案者、15番、美濃良和君。

○15番(美濃良和君) これは、本人もですね、認められてるとおり、町からの、町長ですね、町ですね。そういうふうに委員会の証人として、そういうふうに答えてるわけですね。

ですから、「美里町長、段木 晃」と、つまり美里町からということになってると、そういうふうに認識しております。

○議長(美野勝男君) 10番、前村 勲君。

(10番 前村 勲君 登壇)

○10番(前村 勲君) 私は、このことについて、どうもまだ決定じゃなく、我々個人的な判断じゃなくて、司法とかそういうところが判断した後に、こういうことの提出は必要かと思うんです。今の段階では少し早いんじゃないかと、このように私は思います。

そのことについて答弁願います。

(10番 前村 勲君 降壇)

○議長(美野勝男君) 提案者、15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) 司法の結果が出てからということでありませけれども、何にしても議会としてどうするのかということも、私たちには求められてると思うんですよ。

で、有権者の皆さん方は、議会がどのように対応するのかと、こういうふうに見ておられます。ですから、我々は我々としてどういうふうな態度とるのか、各委員さん方はそれぞれどんな態度をとられるのか、それはこれからの採決によってあらわれてくると

思いますけれども、私たち提案者はですね、この問題について、議会のこの機会に皆さん方に諮って、そして向井中君のそれに対する対応を待たねばならないと、このように考えます。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) ほかにありませんか。

8番、伊都堅仁君。

(8番 伊都堅仁君 登壇)

○8番(伊都堅仁君) 今日、100条委員会の報告書が出たんですけども、その内容についてはそれなりの調査をしましたけども、まだ公金か私金か、また町の金か町の金でないのかというような結論については、正式な決定というのはまだできてないわけですね。

そういう段階で、こういうふうな議員の身分にかかわるようなことを提出するというのは、少し時期尚早ではないかなというふうに思うんですけども、そこらあたりのところをもう一度説明を願いたいというふうに思います。

(8番 伊都堅仁君 降壇)

○議長(美野勝男君) 提案者、15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番(美濃良和君) 時期尚早論というのが出されてるわけでございますけれども、しかしですね、向井中洋二君も、証人尋問の中で、公金であるのか、要するに公金であると。裏金であるとは知らなかったと。認識の上では公金であったというふうに答えられてるわけなんですね。

で、何にしても、中身は裏金だったか表だったか、大体私たちの証言、100条調査委員会としては、公金という方向にまとめられてると思います。そうであると同時にですね、この問題について、その当時の向井中君の認識、また、裏金か正規の金か、しかし美里町長段木 晃さんから出たものについて、それはやはりやってはならないというふうに思うんですよ。だから、そのこのところの責任をどうとられるのかを求めるのが、この決議だと思うんです。

そういう点で、私たちの、議会としての良識をというんですか、最後に委員会を解散するこの議会においてですね、この問題を提起しているわけでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから、反対討論を行います。

休憩します。

休 憩

(午後 4時17分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時18分)

○議長 (美野勝男君) ただいまの、「これから反対討論を行います」を削除します。

これから、発議第9号を採決します。

休憩します。

休 憩

(午後 4時18分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時20分)

○議長 (美野勝男君) この採決は起立によって行います。

提案者、美濃良和君のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(起 立 少 数)

○議長 (美野勝男君) 起立少数です。

したがって、発議第9号は否決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

○議長（美野勝男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
（向井中洋二君 入場）

○議長（美野勝男君） お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成20年第3回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後 4時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年9月25日

議 長 美 野 勝 男

議 員 杉 野 米 三

議 員 鷺 谷 禎 三